

4-3 政策・制度面での対応

金型・玩具産業の育成には、以上に述べた総合プログラムの実施に並行して、それを政策・制度面から支援していくことが必要であり、効果的である。その点で、とくに重要と考えられる事項と提案を以下に掲げておく。

対応策①

投資誘致、合併事業の促進

重点事業での生産拡大、技術・経営レベルの向上には、外国企業の進出、合併事業の促進が必要であり、最も効果的である。

(提案)

BOI 投資奨励策の積極的な活用

金型、玩具のような重要な業種で、中小企業も含めた外国企業の誘致、合併事業の促進を図るため、奨励対象としてこれらの業種を明示したうえ、積極的な誘致活動を展開する。またこれには、以下の点が重要と考えられる。

- ・重点業種の明示（とくにサポーティング産業の重視を明確化する必要がある）
- ・投資誘致、合併マッチング活動の推進
 - －中小企業業種での投資誘致や合併、マッチングをキメ細かく、しかも効果的に進めていくには、BOIと工業省の業種担当セクションが協力し、積極的に可能性企業を掘り起こし、かつあっせん活動を展開していく必要がある。

対応策②

工業省の政策機能強化と業界組織化の推進

技術指導に重点を置いてきた工業省の政策機能を強化する。とくにセクター別の担当を確立し、業界の組織化を推進することなどを通じて、セクター別政策の推進を図る必要がある。

(提案)

工業省のセクター別政策機能確立と業界団体の育成

- ・セクター別担当セクション、担当官の設置と振興策の推進
- ・他省庁、関係部局との連携と協力体制の確立
 - －業種別振興策の策定には、金融・税制・関税上の優遇措置が効果的であり、それには他省庁、部局に対する説明、説得、協力がきわめて重要な役割を果たす。

・業界団体の設立、その活用を通じての育成

一業種別振興策の実施には、業界の組織化、業界団体の育成を通じて、民間業界の協力を得ることが不可欠である。それには、政府が（統制ではなく）具体的な支援を業界団体経由で与えていくことが効果的である。

対応策③

中小企業政策の強化と体制の整備

中小企業の重要性を確認し、その育成策の基盤となる法、体制の整備を図ることが緊急である。現在、その準備が進行中とのことであるが、その早期具体化が望まれる。

（提 案）

工業省の中小企業担当セクションを明確にし、体制を整備する

・中小企業法の制定

一中小企業の重要性を確認し、その育成措置の基盤となる法律制定は必要である。

・中小企業向け制度金融（IFCT、SIFO）の拡充と活用、とくにSIFOの資金力強化、支店網強化、PR活動の強化

一現存する制度金融は、とくに中小企業育成の緊急性からみて、資金量、店舗網、スタッフ共に不足であり、その早急な拡充が望まれる。またこれにともなう融資保証機構の整備（とくにSIFOのSICGF－小規模企業保証基金への加盟）も必要である。

・中小企業向け経営指導の強化

一中小企業の経営者一般に対する経営・経理等の指導（セミナー、研修、巡回指導、コンサルティング等）も拡充することが望まれる。

対応策④

中小企業向け資料・情報サービスの拡充・強化

中小企業における情報不足は深刻であり、その克服は重要な政策課題である。多くの中小企業が、基礎的な知識、情報に欠けている点は、緊急に克服すべきである。

（提 案）

工業省の資料・情報機能の整備と積極的活用

当面は重点業種、地域産業などを対象として資料・情報機能を強化し、将来はこれらの統合、連

携による総合的な中小企業向けの情報サービス体制をめざすべきであろう。この方向で、将来、例えば資料・情報機能に研修、相談、機能等を加えた「中小企業振興センター」を設立することも効果的と考えられる。

対応策⑤

商務省、工業省間の連携・協力

輸出産業育成への行政サービスや振興策については、商務省輸出振興局の活動強化とともに工業省との間の連携・協力が不可欠である。

(提 案)

DEPとDIPの協力体制の確立

商務省輸出振興局（DEP）の輸出振興活動と、工業省の工業振興局（DIP）の間の連携・協力を強化する。とくに以下の2点での連携・協力が重要であり、これらについて両局間の協力委員会を組織することが必要と考えられる。

- ・海外情報の収集と提供
 - －両局間で「海外情報連絡会」を設置、運営する。
- ・輸出産業向けの研修、セミナーの開催、また、DEPの活動強化をとくに、市場調査、見本市参加、ミッション派遣、海外PRなどの面で進めることが必要である。
- ・セクター別担当セクション担当官の設置と振興策の推進
- ・他省庁、関係部局との連携と協力体制の確立
 - －業種別振興策の策定には、金融、税制、関税上の優遇措置が効果的であり、それには他省庁、部局に対する説明、説得、協力がきわめて重要な役割を果たす。
- ・業界団体の設立、その活用を通じての育成
 - －業種別振興策の実施には、業界の組織化、業界団体の育成を通じて、民間業界の協力を得ることが不可欠である。それには、政府が（統制ではなく）具体的な支援を業界団体経由で与えていくことが効果的である。

表IV—8 タイ金型・玩具産業育成への政策面での対応

対 応 策	政 策 面 での 提 案	実 施 方 法 と 実 施 ス ケ ジ ュ ー ル				
		方 法	1年次	2年次	3年次	4年次 以 降
投資誘致、合併事業の促進 重点事業での生産拡大、技術・経営レベルの向上には、外国企業の進出、合併事業の促進が必要であり、最も効果的である。	BOI投資奨励策の積極的な活用 金型、玩具のような重要な業種で、中小企業も含めた外国企業の誘致、合併事業の促進を図るため、奨励対象としてこれらの業種を明示したうえで、積極的な誘致活動を展開する。 ・重点業種の明示（とくにサポーター産業の重視を明確化する必要がある） ・投資誘致、合併マッチング活動の推進	BOI 投資誘致	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
工業省の政策機能強化と業界組織化の推進 技術指導に重点を置いてきた工業省の政策機能を強化する。とくにセクター別の担当を確立し、業界の組織化を推進することなどを通じて、セクター別政策の推進を図る必要がある。	工業省のセクター別政策機能確立と業界団体の育成 ・セクター別担当セクション、担当官の設置と振興策の推進 ・他省庁、関係部局との連携と協体制の確立 ・業界団体の設立、その活用を通じての育成		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
中小企業政策の強化と体制の整備 中小企業の重要性を確認し、その育成策の基盤となる法、体制の整備を図ることが緊急である。	工業省の中小企業担当セクションを明確にし、体制を整備する ・中小企業法の制定 ・中小企業向け制度金融（IFCT、SIFO）の拡充と活用 ・SIFOの資金力強化、支店網強化、PR活動の強化 ・中小企業向け経営指導の強化	専門家 招へい （実施中） 専門家招へい	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
中小企業向け資料・情報サービスの拡充・強化 中小企業における情報不足は深刻であり、その克服は重要な政策課題である。	工業省の資料・情報機能の整備と積極的活用 当面は重点業種、地域産業等を対象として資料・情報機能を強化し、将来はこれらの統合、連携による総合的な中小企業向けの情報サービス体制をめざす。この方向で、将来、例えば資料・情報機能に研修、相談、機能等を加えた「中小企業振興センター」を設立することも効果的であろう。	資料・情報活動	○	○	○	○
商務省、工業省間の連携・協力 輸出産業育成への行政サービスや振興策については、商務省輸出振興局の活動強化とともに工業省との間の連携・協力が不可欠である。	商務省輸出振興局（DEP）の輸出振興活動と、工業省の工業振興局（DIP）の間の連携・協力を強化する。 ・海外情報の収集と提供 ・輸出産業向けの研修、セミナーの開催 ・DEPの活動強化（市場調査、見本市参加、ミッション派遣、海外PRなど）	資料・情報活動 講師招へい DEP	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

4-4 プログラムの優先順位の検討

金型、玩具産業について提案された総合プログラムの優先度はそれぞれの記述の順序（表の順序と同じ）の通りである。限られた資金・人材などの制約の中において、プログラムを実施してゆくこととなることから、各プログラムに対してプライオリティ付けをすることが必要であろう。

今回提示されたプログラムについては、いずれも十分なフィージビリティ調査を通じて提案されたものではないため、例えば、その投資・効果の数量化から算定されるIRRといった具体的数字をもってプライオリティを決定することはできない。

次善の策として、大要以下のクライテリアについて若干の調査団の主観的な判断を加えつつ、各プログラムのプラスオリティ付けを試みた。

- 1) 既存プログラム実施組織の有無
- 2) プログラムの成熟度
- 3) プログラムの緊急度
- 4) 投資規模
- 5) プログラムの産業への直接的インパクトの大きさ
- 6) 国際機関等の外部からの支援の必要性

最後に、プログラムの優先順位とは別に、一連のプログラム実施については、とくに工業省に該当セクターに関する担当のセクション、担当官を設置し、その政策立案・具体化への機能を確立するのが不可欠であることを強調しておきたい。この担当セクション、担当官は、当該産業についての政策の立案を具体化についての中核となり、プログラム具体化への推進役を果たす。（図IV-5参照）この体制を確立しない限り、プログラムの具体化はとうてい困難と考えられる。

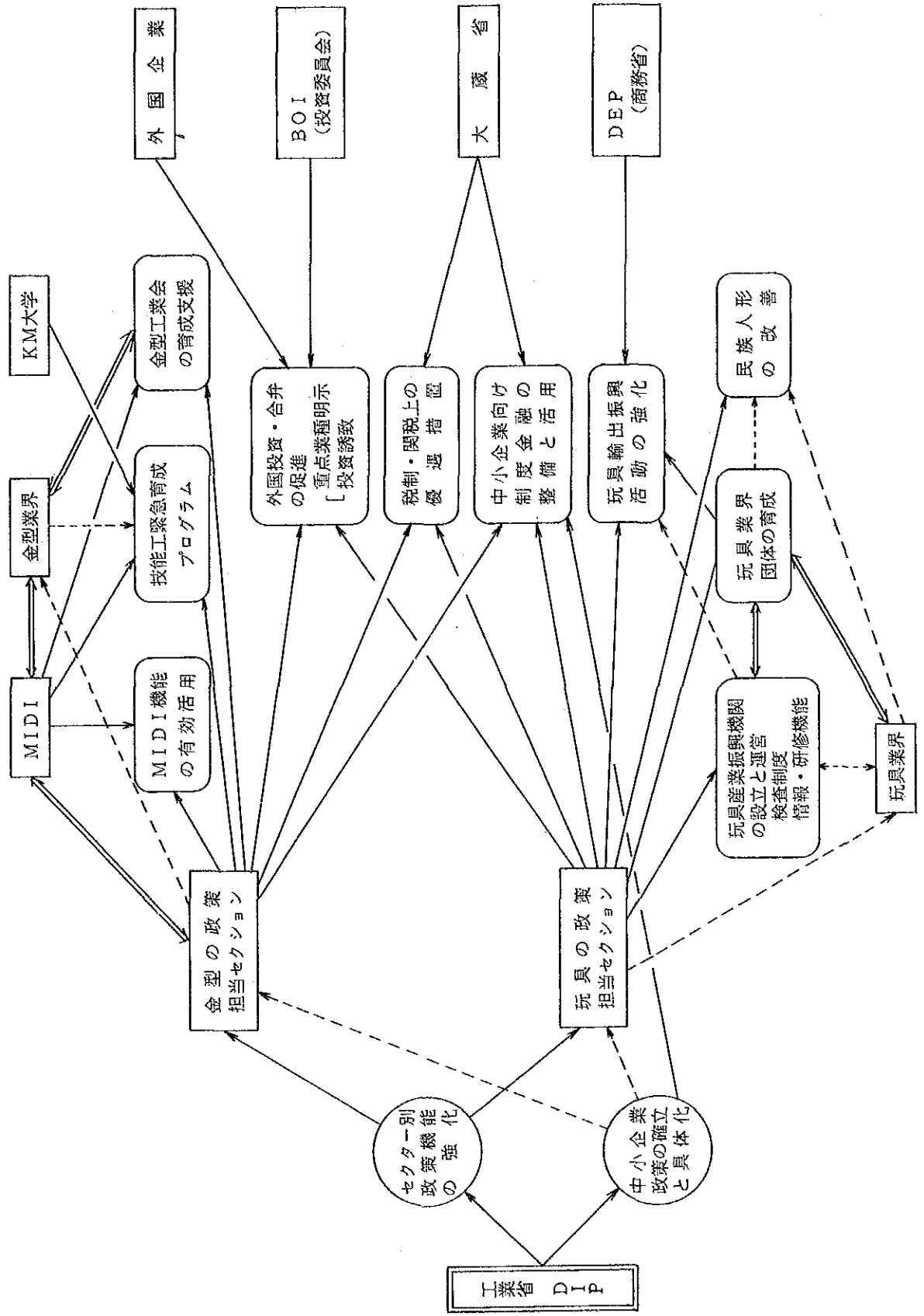
表IV-9 プログラム（金型）優先順位の検討結果

	M I D I 機能 の活用	金型工業会との活用	合弁事業の進	金型プログラムの 緊急の実	金型産業育成 の政策の整備	大学、高校レベル のエンジニア教育の拡充
1. 既存実施組織の有無	有	無（金型企業組織 化検討）	金型専業メーカー の進出例有	有（KMITにて ドイツが実施中）	無	有
2. プログラムの成熟度	高い（現行支援）	中程度	高い	低い	低い	中程度
3. プログラムの緊急度	高い	高い	高い	高い	中程度	中程度
4. 投資規模	小さい	小さい	大きい（もし、工 業団地を設立すれ ば）	中程度	小さい	中程度
5. 直接的インパクトの大きさ	中程度	中程度	大きい	中程度	大きい	中程度
6. 外部支援の必要性	大きい	中程度	大きい	大きい	小さい	大きい
優 先 順 位	1	2	3	4	5	6

表IV-10 プログラム（玩具）優先順位の検討結果

	玩具産業振興機関の設立・運営	合弁・提携の進展 活動の展開	玩具産業育成のため の行政組織の強化と 政策スキームの整備	商務省輸出振興局 (OEP)による玩具輸 出振興活動の強化	民族人形改善のため の技術・経営指導
1. 既存実施組織の有無	無	玩具メーカーの進出 例あり	無	有	無
2. プログラムの成熟度	高	高	低	中	小
3. プログラムの緊急度	高	高	中	中	中
4. 投資規模	大（含建屋）	大	小	小	小
5. 直接的インパクトの大きさ	大	大	中	中	中
6. 外部支援の必要性	大	大	中	中	中
優 先 順 位	1	2	3	4	5

図IV-5 総合プログラム実施に当たっての工業省の対応



付 属 資 料

I 金 型

1. インタビュー企業総括表

1-1(1) プレス金型

プレス金型 (大) No.1

() 内は金型従事者数

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴
タイ・ナショナル	家電製品 (カラートV、乾電池 など)	1,500	フライス盤 ならいフライス盤 EDM W. C. EDM 旋盤	自社用のみ	松下(48%)との合弁。 製品基本図面は日本、金型図面はタイで作成。 金型の外注もあり。
Toshiba	家電製品 (冷蔵庫、扇風機、TV、 炊飯器、モーター)	1,200 (34)	フライス盤 ボール盤	自社用のみ	東芝(49%)との合弁。 金型図面は自社で行う。 外注(5、6社)あり。
Thai Hoover Industry	化粧品ケース	540 (技術者30)	—	自社用のみ	自社のプラスチック金型もあり。外注はせず、コ ピーは可能だが、応用力なし。 プラスチック金型(大)を参照
Hengcharon Loha KIJ	家電用プレス製品及びブ レス型	200	CAD EDM W. C. EDM	自社用60% 外販40% (東芝、フィリップス、シャープ、 タイ系風機メーカー)	中国系同族会社 サンブルに基づき型図設計・製作
CH Autoparts	自動車部品及びプレス型 (タイヤ、燃料タンク、ラジエター、 自転車、モーター部品など)	240 (80)	大型横ならいフライス盤	自社用70~80%、外販20~ 30%。日系企業との取引大	20名程度の型設計グループを持つ。(CAD 設計含む) 非主流自動車部品工場としては略完成。
Thai Hino Industry Co.	トラック及び板金用金型	250 (67)	ケララー トライ用1500+プレス セッティングマシン	全てトヨタ自動車(タイ)向け 向け(一部インドネシア・ 南ア・台湾トヨタへの輸出 もある。) 但し、関税は外販もあり	経営方式はすべて日本式。 機械加工のみ、E. K. サイアム、KSKオートパー ツへ外注。
Sammitr Motor Manufacturing	自動車部品、車体付部品 及び金型	300 (技術 15)	ケララー	自社用40% 輸出用60% 日系自動車メーカーへ直接 輸出	技術者はトヨタ自工(名古屋)にて研修。
Ooh Alai Parts Center	オートバイ部品	200 (10)	フライス盤、旋盤など ならいフライス盤	自社用のみ	外注70% 他にオートバイ部品用プラスチック、ダイカストあり プラスチック金型(大)を参照。
Siam Kubota Diesel	小型エンジン	160~190	—	—	Siamセメント41%、クボタ30%、IMCT10%、 丸紅10%、その他10% 日本人社長 中継程度の型技術。型・プレス加工は外注。
Isuzu Motors Co.	自動車	710 (40)	—	—	基本製品図面・金型図面は日本で作成、自社で調整・ 修正を行う。

() 内は金型従事者数

出2

プレス金型(六)

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴	徴
Siam Yawada Co.	オートバイ	1,300 (20)	プレス機 旋盤	—	100%タイ資本 (Siam motors 70% 個人30%) プレス4社、プラスチック5社に金型は外注。修理工 場では、自社用金型の修理のみ行う。	
タイ・トヨタ自動車	自動車	1,212 (20)	プレス機 ならいプレス機 旋盤	自社のみ	トヨタ65% タイ35% 一部を内製するのみ、大方は外注。 (日野、CH Autoparts、サミット)	

プレス金型(中)

() 内は金型従事者数

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴
Angstrom Co. (Toolttech Co.)	IC部品用精密金型 自動車部品用金型	30	—	輸出・間接輸出の実績あり	取引先にてQC研修あり。 技術力向上に意欲的。 生産パーツは外注もあり。
Kyodo Dieworks	アルミサッシ用押し出し 金型、プレス金型	95 (70) (予定)	EDM W. C. EDM フライス盤 マシニングセンター	未稼働 (88.6月操業予定) TOSTEM (現地) 80% 日本へ輸出20%、を予定	放電精密加工研究所 (50%)、トヨチカジ (20%)、 TOSTEM (30%) 出資 BOI奨励企業 (認可第1号) 製品・金型設計はTOSTEM (トローヨーサーシャ現地 子会社)。
Siam Kiki Co.	カーエアコン	127 (6-7)	フライス盤 旋盤 ボール盤	—	Siam Motor 70%、Diesel Kiki 30% の合弁。 金型は製品図面、サンプルによる外注が基本。自社で はメンテナランスのみ。
Inter Tools	金型部品 (プレス・ダイセット部 品、射出成形金型ベース など)	42	旋盤 フライス盤 マシニングセンター	日系自動車・家電メーカー	現在4ヵ所に工場があるので将来はバンブリの工業団 地にまとめて移動する計画あり。一部外注あり。
日本電装ツールアンドダ イ	自動車の電装品及びその 金型	43 (今年中に30人の 採用を予定)	—	国内 輸出 20% 80% 日本電装グループで日本が 主、スウェーデン、ドイツ、オーストラ リアにも。	BOI許可申請中 経営は日本式。メーカーもすべて日本で4ヵ月間の研 修。
Micron Max Co.	IC用金型部品	63	EDM フライス盤 旋盤 研磨盤	—	加工が主。 外国企業との Joint Venture には関心あり。
President Auto Part	自動車・モーターサイク ル小型部品	60~70 (8)	85t トレッドオフ	外販せず	製品図面による金型設計。簡易単発型。
Lard Kra Bang Steel Co.	農業機械用プレス部品鋼 板	30~ (5~6)	マシニングセンター	—	松坂モールドと友好関係あり。 今後、精度の高いプラスチック金型開始予定。
B. I. Engineering	自動車パーツ、自動二輪 パーツ	100 (10)	プレス機 EDM フライス盤 ボール盤	自社用90%、外販10%	サンプル・製品図面から型図設計 (型工4人)
日産ディーゼル株	自動車製造 (大型トラック)	56	—	—	丸紅 (30%)、日産ディーゼル (30%)、Siam Motor (40 %) の合弁 現在のところ金型は日本からの輸入と Summit Motor 社への外注の2本立て。外注は日本製作の製品型図面 による。 円高のため、金型工場設立の気運あり。

プレス金型 (小)

() 内は金型従事者数

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴	徴
Seng Kaesalak	部品加工 (下請)	10	EDM W. C. EDM	金型企業よりの受注下請生 産	専門分業工場としての意欲。 NCプログラマーを台湾政府の援助で在台北研様中。 設計は客先よりの支給。	
Choakcai Karnchang	プレス金型	5	旋盤	サンヨーが主	社長の技術と経験が頼り。 単発プレス型を安価に生産。	
Sumran Vocational	家電用品金型	20	EDM フライス盤 旋盤	タイ系企業 日系企業	型図は使わず現品からの金型製作。 業務拡大計画あり。	

1-2) プラスチック金型

プラスチック金型 (大)

() 内は金型従事者数

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴
Thai Hoover Industry	化粧品ケース	540 (技術者 30)	—	外販せず	自社用のプレス・プラスチック金型 (外注せず)。コピーは可能だが、応用力なし。プレス金型 (大) 参照
Coh Alsi Paris Center	オートバイ部品	200 (10)	7577盤、旋盤など ならいプレス盤	自社ののみ	外注率 70%。 他にオートバイ部品用プレス、ダイカストあり。 プレス金型 (大) 参照
Krungtep Union	家電品	150	マシニングセンター W. C. EDM EDM (設置中)	—	日本人社長。Union Itoと関わりあり。
Narong Industry	モーターバイク成形品及び び金型	496 (61)	プレス盤 ならいプレス盤 EDM 旋盤	自社用型中心 一部外販 (輸出もあり)	縦プレス盤主体 (すべて形別) は、タイ国企業としては、最初。製作・修理の二工場あり。
Sanyo Universal	家電品	2,000 (20~25)		自社ののみ	比較的簡単な型のみOJT養成の技術者により製図、作成。(30~40%) 他は工場近辺に外注。むずかしいものは日本で製図 プレス型は80%内製とのこと

プラスチック金型 (中)

() 内は金型従事者数

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴
Srithai Superware	玩具、モーターサイクル用部品、自動車用部品、家庭用品	50 (金型で)	フライス盤 ならいフライス盤 EDM ボール盤	主に自社用	設計部門が弱体。 今後、外資との合併・技術提携の可能性あり
K.S. Enterprize	繊維及びモーターサイクル用金型及び成形品 (プラスチック 60~80%)	90 (15)	フライス盤 旋盤 EDM ボール盤 射出成型機	自社用 60~70% 外販 30%	ほとんどがサンプルから加工。型図作成は不可能だが図から作成することは可能。
Union Itoh	弱電・自動車用金型	50	EDM W. C. EDM M. C ならいフライス盤	未稼働 Union PL (地元) 50% 輸出 (日本) 50% の予定	Union P.L. の金型部門の独立 金型主任は日本で研修
Tiasenboon Ltd.	装飾用プラスチック成形品、香港アラワー	77 (10)	EDM フライス盤 彫刻機	自社用のみ	簡単な製品図のみ使用 (金型図は未使用) 金型の下請け7~8社も利用
Thai Poly Plastic	ホビン、玩具 (1:1)	33 (4)	旋盤 フライス盤	自社用のみ	品物より金型製作、初級技術のみ プラスチック玩具 (小) 参照
Lin. Industry	オートバイ・家電用金型	約30	旋盤 フライス盤 EDM ボール盤	日系企業	製品図面は客先より、型図は自社作成。 射出金型85%、ダイカスト30%、吹き込み成形金型5%
Sahasilp	家電用部品	89	旋盤 フライス盤 ボール盤	自社用のみ	工場2つあり。 韓国・日本からの技術導入。
Loha Charoen	金型 (30%) 粉料機 (70%)	—	旋盤 フライス盤 ボール盤	—	製品図・型図作成不可。 製品図又はサンプルより製作。

プラスチック成型 (小)

() 内は金型従事者数

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴
Saha Karn Chang	各種プラスチック成型用金型	10	EDM NC	不明 (日系企業に納入実績あり)	EDM工場として有名、設計はOFD社長の経験によるワンマン経営。 タイ国内では Leading Companyらしい。
Sukit Karnchang	プラスチック成型	8	EDM 旋盤	ロコミによる受注生産 (日立、シャープもあり)	親族経営で、事業拡大には消極的。 経験主義的。
Anuphap	プラスチック成型金型 射出成型金型 60% 彫刻用金型 20% その他 20%	12	旋盤 フライス盤 彫刻機	Nukの下請。受注生産	製品図面のみで金型図面は使わず、社長の経験と勘による経営。
Peig Karnchang	プラスチック成型用金型	17	フライス盤 旋盤 EDM ボール盤	—	製品図、型図は自社では不可。必要時は外注。

1-(3) インタビュー調査・質問表

日時： 年 月 日 ~

訪問者：

会社名： _____

面談者： _____

1. 一般

- (1) 営業年数：
- (2) 資本金：
- (3) 資本構成：
- (4) 主要商品：
- (5) 経営組織 (or 分担) の有無：
- (6) 経営者の経歴など：

2. 労務

- (1) 従業員数および職種構成：
- (2) 定着状況： 良好, 不良 (数値でとらえられるならば, 平均何年)
- (3) 定着性をよくするための方法：
- (4) 雇用の難易： 困難, 容易
困難な場合の雇用の方法：
- (5) 賃金状況：
- (6) 稼働ピークの時期と人員の対応方法：

3. 販売

- (1) 年間売上額：
- (2) 年間販売量：
- (3) 前年比トレンド： 増加, 横這, 減少, _____%
- (4) 主要販売先：
- (5) 出荷ロット, 数量条件：
- (6) 納期条件：

- (7) 支払条件：
(8) 客先からの特に強い要求項目：
(9) 価格レベルの満足度： 満足, 不満
不満の場合, 希望として_____ %up, そのための方策：
(10) 営業拡大の意志： Yes, No .
Yesの場合, どのような商品で：
Yesの場合, 設備投資の有無： 有, 無 内容：
Noの場合, 理由：
(11) 顧客開拓の方法：
(12) ユーザーが当社を見つけるための手段：
(13) 新規顧客の過去1年間における増加状況：
(14) 輸出の経験： Yes, No
Noの場合, 輸出の希望： Yes, No 相手先国：
(15) 輸出に際しての問題点（又は困難が予想される点）：

4. 財務

- (1) 帳簿の有無： 有, 無
有の場合, 誰が記帳するか： 社内, 社外
(2) 資金繰計画表の有無： 有, 無
(3) 新規設備購入時の資金調達方法：
(4) 新規設備の費用回収方針： _____年
(5) 取引銀行の有無（銀行借入の可否）： Yes, No
(6) 資金借入の条件
銀行からの場合：
その他の場合：
(7) コスト・コントロールの有無： 有, 無
(8) コスト構成（販売価格を100%として）：
材料 _____%, 人件費 _____%, その他費用 _____%, 利益 _____%

5. 調達

- (1) 材料の調達先：
(2) 調達期間：

(3) 支払条件：

(4) 調達上の問題点：

6. 下請

(1) 下請の有無： 有, 無

(2) 利用している下請数： _____ 社

(3) 下請の仕事の内容：

(4) 品質の満足度： 満足, 不満

不満の場合, どの様な点で：

(5) 納期の満足度： 満足, 不満

不満の場合, 要求としては：

(6) 下請に対して要求を出しているか否か (指導も含め) : Yes, No

Yesの場合, 内容：

No の場合, 理由：

7. その他

(1) 同業他社の状況の入手方法：

(2) 同業他社との交流の有無： 有, 無

有の場合, どの様な方法で：

無の場合, 希望としては, どうですか： 有, 無

有の場合 (希望としての有も含め) 何を期待するのか：

(3) 技術情報の入手方法：

8. 技術及び製造

(1) 技術者, 技能者の人数と学歴

(2) 設計方法 (設計, 製図の水準)

(3) 品質管理 (実施しているかどうか, 実施状況)

(4) 生産管理 (")

(5) 安全管理 (")

(6) 主要設備 (台数, 能力)

(7) 使用鋼材 (メーカー名, 使用量kg/月)

(8) 外注 (熱処理, 鍍金など) 業者の利用およびその評価

(9) 既に製作した型の概略

- (10) 計画中の金型
- (11) 人材育成計画（OJT, 希望研修講座, 海外研修）
- (12) 所有工学図書（主な本の5冊）

2. 第3国調査の調査計画書（サンプル）

マレーシア・タイ開発調査に関する競合国調査

“シンガポールの金型産業” 調査計画書

調査対象業種 : 金型産業

調査対象地域 : シンガポール

<調査の背景と目的>

マレーシアおよびタイ（以下「両国」という）では自動車・オートバイ産業、家電・電子産業、玩具産業、プラスチック産業、金属加工業などの発展に伴い金型需要は年々増大している。しかし、国内で生産される金型は材質、加工精度に限界があり、大型、高精度および複雑な金型はほとんど輸入に頼っている。

両国政府とも、輸出指向型工業化を積極的に進めているが、政府は金型産業を輸出のサポートインダストリーと位置付け、その基盤強化を進めている。金型産業自体を短期間に輸出産業に育てるのは容易ではないが、金型産業は労働集約的産業であるところから両国の労働力賦存条件に適合しており、将来的には簡単な金型は輸出される可能性も高い。

両国とも近年、外国企業の進出が急増しており、金型ユーザー企業の中には金型メーカーとともに進出している例も見られる。このような金型メーカーの一部は国内需要とともに輸出を計画している。

輸出産業育成を主眼とする今回の開発調査において、両国政府側は関係各省、各機関が構成するコミッティーで金型産業を重要な輸出サポートインダストリーと判断、調査対象として選定して来た。これに基づき、本調査では金型産業育成のための総合プログラムを作成する予定である。

両国の金型産業育成にはNICsにおける当該産業振興策、問題克服に向けての企業による対応の経験を知ることは有意義である。この観点から、70年以降、現在に至る韓国金型産業の発展過程、現状と課題などを明らかにすることが本調査の目的である。

<調査の項目と内容>

1. 業界の概況

2. 以下に述べる各項目の調査結果に基づいて韓国の金型業界の現状と生産、販売、輸出、輸入、需要、企業経営、技術、製品の精度、機械設備の状況および政府による育成策、振興策などを概説するとともに今後の課題、克服すべき問題点をまとめる。

2. 産業の動向

過去10年間の生産（出荷）統計をもとに金型産業全体の生産活動の動向、品目別の動向を明らかにする。なお、併せ、内製化、自製化の動きにも触れる。

また、政府、業界関係者へのインタビュー調査を通じて、とくに以下の諸点について、この間にどのような問題に直面し、それを克服するために、どのような努力をして来たかを聴き出す。

- ① 生産体制
- ② 原材料、部品の調達（顧客の要求スペック通りの鋼が入手可能かどうか）
- ③ 加工機械、検査機械の配備状況
- ④ 競争力（生産コスト）
- ⑤ 製品の精度
- ⑥ 技術力（設計能力、作図能力、金型工のレベル。CADの普及状況も記述）
- ⑦ 技能工の企業内訓練方法

3. 輸出動向

過去10年間の品目別輸出統計をもとに品目別、相手国別の輸出の推移を明らかにする。

また、政府、業界関係者、主要メーカーなどへのインタビュー調査を通じて以下を聴き出す。

- ① 輸出スタートの契機と背景
- ② 輸出品は完成品、半製品、いずれが一般的か
- ③ 海外市場での競合補完関係（判る範囲内で）

4. 輸入動向

過去10年間の品目別輸入統計をもとに品目別、相手国別の輸入の推移を明らかにする。

また、政府、業界関係者へのインタビューを通じて、以下を聴き出す。

- ① この間の変化を特徴的に明らかにする。

② 産業別の輸入動向

5. 需要動向

生産、貿易統計をベースに品目別需要動向を明らかにする。また、政府、業界関係者へのインタビューを通じて以下を聴取する。

- ① 産業別金型需要動向
- ② 品目ごとの国産品、輸入品の競合、補完関係

6. 産業振興策と輸出振興策

上記2で明らかにされた問題点を克服していく上で、政府がどのような政策をとり、精度を具体化して来たかを、政府関係者と業界、企業の関係者双方から聴き出してとりまとめる。また、特に金融、税制、関税についてどのような促進、優遇措置がとられたか、さらに公的機関による技術・技能訓練施設の有無、もしあればその機能、訓練方法の概略をまとめる。

7. 企業のケース・スタディを行う。

主要なメーカー、5～10社を対象に以下の諸点を踏まえたケース・スタディを行う。

- ① 企業の沿革
- ② 主要生産品目、輸出品目
- ③ 原材料の調達状況
- ④ 技術の習得方法
- ⑤ 政府の助成策、振興策の活用
- ⑥ 経営戦略の展開
- ⑦ 海外企業との提携
- ⑧ 経営者の人となり

Industry to be investigated: Mold and die industry

Country to be investigated: Singapore

Investigation Items and Details

1. Outline of Industry

Based on the results of the investigation as to Item (2.) and subsequent ones, the mold and die industry in Singapore will be outlined in terms of present status, production, marketing, export, import, demand, company management, technologies, product accuracy, mechanical installations, government promotion and encouragement policies, etc. In addition, any matters to be taken into account as well as any problems to be solved in future also will be summarized.

2. Industrial Trend

Based upon the available production (shipment) statistics for the last 10 years, the production trend of the mold and die industry and itemized production trends such as of pressed molds and plastic molds shall be clarified. In addition, the trends of homemade and privately-made metal molds will be analyzed.

Furthermore, concerning the points mentioned below, what problems have been encountered and how they have been overcome will be made clear through interviews with government officials, the people concerned with this industry, leading manufacturers, major users and so on.

- a. Production system
- b. Procurement of raw materials and parts (Is it possible to obtain articles sufficiently able to satisfy user requirements?)
- c. Conditions of processing, finishing and testing machine layout
- d. Actual states of related industries supporting metal mold production such as heat treatment, machining and parts supply
- e. Competitiveness (production cost inter alia)
- f. Composition of production cost
- g. Accuracy of products
- h. Technological level (as viewed from engineering ability, drawing art, skill of mold and die workers, and diffusion of CAD/CAM systems)
- i. Actual states of management systems including production control, process control, etc.

- j. Training system for skilled workers
- k. Ratings given to metal mold producers by users including, for example, manufacturers of motorcars, household electric appliances and plastic goods.

3. Export Trend

Based upon itemized export statistics for the last 10 years, the export trends classified by item and destination country shall be made clear. Further, understanding of the following points shall be obtained through interviews with government officials, people concerned with this industry, leading manufacturers, etc.

- a. Motives for take offs to export and the background thereof
- b. Which exports are more generalized, finished or semifinished products or parts?
- c. Competitive or mutually-beneficial relationships in foreign markets (as far as practicable).

4. Import Trend

Based upon itemized import statistics for the last 10 years, the import trends classified by item and by country of origin shall be made clear. Understanding of the following points shall be obtained through interviews with government officials, people concerned with this industry, etc.

- a. Characteristic changes in general over the past decade
- b. Import trends by import item and also country of origin.

5. Demand Trend

On the basis of production and trade statistics for the said period, the demand trend as classified item by item shall be clarified. In addition, the following factors shall be understood by interviewing government officials and people concerned with this industry.

- a. Demand trends for metal molds as classified by industry
- b. Competitive or mutually-beneficial relationships between domestically-produced and imported molds and dies
- c. Trend of investment in the machinery and facilities that are highly correlated with the demand for metal molds.

6. Policies for Industrial Development and Export Promotion

The kinds of policies that have been adopted and the kinds of institutions that have been established by the government toward overcoming the difficulties mentioned in Item

(2.) above shall be made clear through interviews with government officials, and people and enterprises concerned with this industry. The results obtained will be synthesized for the purpose of reporting. Further, the kinds of preferential measures, especially in the way of financing, taxation and custom imposition, that have been taken, and whether or not any officially established training centers for engineering and technical workers are available shall be clarified. If available, the functional features, training methods, etc., of such centers shall be outlined likewise.

7. Case Studies of Enterprises

Case studies for 5 to 10 leading manufacturers shall be carried out in terms of the following aspects.

- a. History of company
- b. Main lines of products and export products
- c. Procurement conditions of raw materials
- d. Conditions of machinery layout
- e. Educational careers and competency levels of designers and draftsmen
- f. Methods of technology transfer
- g. Extent of actual utilization of government assistance or promotion policies
- h. Management strategy
- i. How customers are won
- j. Affiliations with foreign companies
- k. Characters of executives.

3. 金型企業進出の成功例

1. 企業名

UNION ITOH MOLDS Co, Ltd.

2. 企業概要

所在地 ; Bangchan Industrial Estate, Sukapiban 2, Minburi, Bangkok, Thailand.
TEL. 5170109

代表者 ; Mr. Paotep Chotinuchit. Prcsident

創業 ; 1987年6月設立, 1988年4月操業開始 <BOI承認取得; 1987年9月>

事業内容 ; TVキャビネット, 一般家電部品, 自動車・オートバイ用部品, 日用雑貨等用プラスチック精密金型の製造, 販売
BOI認可基準による輸出先比率(国内:輸出)は50:50
主たる国内仕向先はタイ国側事業協力者である UNION PLASTIC 社
輸出仕向け先は主として日本を予定

資本金 ; 60,000,000バーツ

資本構成 ; タイ国側 SAHA UNION社 65%
日本国側 Ko社 <プラスチック成形業> 33%, Ky社(商社) 2%

協力企業 ; タイ国側 SAHA UNION社の特殊会社である UNION PLASTIC 社
日本国側 Ko社社長経営の金型企業I社(従業員8名, 資本金300万円)

従業員数 ; 55名 (UNION PLASTIC社の金部門を分離独立)
その他 I社からの日本人技術者2名が常駐

工場規模 ; 建屋 約 1800㎡
主要工場設備は UNION PLASTIC社の金型部門が所有していた Vertical milling machine, Profile milling machine, EDM, etc約30台を再査定した後ほぼそっくり移設した。また, 日本からProfile milling machine, Surface grinder, Tool grinding machine, EDM, W/C EDM, Machining centerそれぞれ各1台を持ち込み, タイ国では有数の設備規模を保有する工場と成っている。
また, 新工場は UNION PLASTIC社の敷地内に建設し, 主たるユーザーに対する隣接工場の形態をとっている。

3. タイ進出に至る経緯

東京に本社を持つKo社は、資本金2340万円、従業員 115名のプラスチック射出成形品製造メーカーである。I社はKo社の特殊会社で、Ko社の金型製造部門的存在の資本金 300万円、従業員 8名、EDM 2台、旋盤 3台、その他の加工機械 5台を有する金型製造企業である。

タイ国側パートナーであるSAHA UNION社は、繊維製品、装身具、ジッパー、ボタン等の製造・販売会社で、資本金1000百万バツ、従業員673名のタイ国財閥系大企業である。傘下には SAHA UNION グループ企業20社を有し、グループ全体の従業員は10,000名以上に達する。

また、SAHA UNION社は、1961年の日本の吉田工業㈱との合併事業を皮切りに、これまで多くの一流日本企業との合併事業を経営してきた実績を持つ。

UNION PLASTIC社は、このSAHA UNIONグループ傘下の中堅企業で、資本金40百万バツ、家電部品、日用雑貨品等、各種プラスチック射出成形品の生産を行っている。

Ko社とタイ国との関係は、10年程前、Ko社が農産物品の買い付けをNIEsよりタイ国に切り換えようとした時から始まっている。結果的には、この試み自体は成功しなかったものの、この間に得られたタイ国の風俗、習慣、物の考え方に関する知識と在タイ日系人を含む人脈の形成が、この合併事業への基礎を築くこととなった。

タイ国企業との本格的係わり合いは、まず1981年、Ko社に対しタイ国日系企業T社よりプラスチック押出成形に関する支援要請の話があった。その後、この関係を通じKo社とプラスチック射出成形メーカーである UNION PLASTIC社との係わり合いが生じ、次のような支援をKo社が UNION PLASTIC社に与えることとなった。

- ① プラスチック成形に関する技術指導
- ② 成形機及び工作機械の選定・購入に関する助言
- ③ 金型設計に関する技術指導
- ④ タイ国内で製作不可能な金型部品の供給
- ⑤ UNION PLASTIC社の金型技術者の日本での研修

また、1986年以降、Ko社は UNION PLASTIC社に対し、上記①～⑤に加え、プラスチック製日用雑貨品の成形、組立加工の委託も行っている。これは、成形品本体部分の金型はUNION PLASTIC社内で製作し、高度な技術を必要とする成形部品の金型は日本より持ち込む方法をとっている。また、この頃から成形品の製品試験・検査等に関する技術指導も開始している。

この様なKo社の長年に渡るタイ国関係者との交流から生まれた関係者間の信頼感とKo社の金型設計、製作技術に対するタイ国側の高い評価から、UNION PLASTIC社の親会社であるSAHA UNION社から日・タイ合併による金型製作を目的とした新会社設立の提案がなされ、実現に至っているものである。

4. 合併事業への動機と生産計画

合併事業設立の直接の動機は、パートナーとしての信用面に全く不安の無い、タイ国屈指の企業グループ、SAHAグループの総帥である SAHA UNION 社からの提案であるが、長年に渡るKo社、I社そして UNION PLASTIC社との間の技術・営業両面での協力が深い相互信頼関係を構築、維持してきており、これが円滑な決断をもたらしたものと思われる。

一方、Ko社として早くより日本の産業構造の変化と、それに伴う製造業における空洞化を予測しており、これに対しては工業化の急先鋒であるNIEsよりも、NIEsに続くであろうタイ国の諸環境の良さに注目していた。

具体的には、タイ国あるいは近隣諸国においてプラスチック成形品と金型の需要が高まってきていること、先進諸国でも低価格の金型を開発途上国より輸入しようとの動きが出始めていること等、タイ国内外の環境の良さを評価し、その変化を的確に捕えていた。更にKo社は、成形品品質と生産性の基本は金型であるとの強い信念をもっていたこと、I社の技術により新会社において金型の納期の短縮と精度の向上が図られれば UNION PLASTIC社のプラスチック成形メーカーとしてのタイ国における評価が高まること、Ko社にとってもプラスチック製品あるいは金型製造の水平分業が可能となり、国際化への対応が速やかに、且つ、円滑に行い得ること、等の判断に達していた。

これには、たまたまタイ国を早くから知っていたことが、この認識と判断を容易にする一助となったことは間違いない。

このように、長年の関係者間の交友と綿密な事前調整に基づき成立した合併事業であり、且つ、多額の設備投資を要した新会社であるにも拘らず、日本側関係者からは“半分は遊び心での決断”との発言が余裕を持ってなされている。むしろこの逆説的とも思える表現の中に、これからのタイ国工業界に賭ける期待とこれまでの経緯からくる事業発展への大きな自信さえ感じられる。

タイ国企業との合併事業を計画するに当たっては、この様な余裕を持って相手側関係者と接していくことが、タイ国と日本の双方の国民性を考えた場合、意外にも大切なことであるように思われる。

新会社は創業後まだ日が浅く、事業としての実績を報告する段階にはないが、計画段階では、金型の生産を生産額ベースで UNION PLASTIC社向け50%、Ko社及びその他輸出向けをそれぞれ25%と考えており、4年目頃にフル生産の水準に持ち込む計画である。UNION PLASTIC社向け金型は、TVキャビネット及び一般家電部品用が約70%を占め、他の30%はモーターサイクル部品と日用雑貨である。また、Ko社向けを含む輸出金型は日用雑貨用が50%、家電部品用20%、その他30%との計画で操業を開始している。

5. 合弁事業経営に際しての留意事項

前述のごとく、本合弁事業は直接の当事者間の過去の深い信頼関係に基づき成立したが、外国企業との合弁事業を成功させるためには、設立準備段階から創業に亘る細かな事象についての見通しと詰めが必要である。新会社設立に際し日本側企業が特に配慮した点は次の通りである。

・合弁事業契約

当事者の間だけでの合弁計画の推進を避け、当初より専門コンサルタントと日本貿易振興会（JETRO）の支援を仰ぎ万全を期している。支援の内容は、タイ国における経営戦略やタイ国の法律に関することを初めとして、特に、日本企業の海外進出の失敗例や撤退事例を徹底的に調査し、設備計画、生産計画、経営計画に反映させると共に合弁事業契約に細部に渡り繰り込むところまに及んでいる。

特に合弁事業契約については技術的なことよりも新会社の管理に重点を置き、最初の取り決めが大事と徹底的に論議を行い、細かいところまで具体的に言及している。

・人事、労務

タイ人の管理はタイ人で行うのが良いとの判断から、従業員の人事権と人事に関することは全てタイ側に任せることとしている。これは、金型製造はその性格上人の管理が基本であることから、タイ人のプライドを傷つけることなく、管理を行おうとするもので、必要なことは必ずタイ人の責任者を通して解決させようとの考えに基づくものである。

・営業

営業品目がプラスチック成形用の精密金型であることから、技術を理解した上での営業活動が必要である。また、精密金型の大きな需要家である日系企業の進出も急激に増加していることから、現地及び近隣諸国の日系企業向け顧客対応の需要度が高い。このような観点から、営業に係る主導権は日本側が持つことにしてある。

・経理

新会社の経理を含む一般管理事務の殆どを当面の間、UNION PLASTIC社のスタッフに依存することから、経理に関する強い介入権を日本側は有することとしている。これは、タイ国企業は仕訳管理や計数管理に比較的弱いことから必然的に採られた対策でこれにより仕訳原価のチェックは厳しくできるようにしている。

また、放漫経営やUNION PLASTIC社と伝票の誤仕訳等の事態を引き起こさない為の対応策との意味合いも強い。

このために、日本の大学と大学院に留学経験をもつ日本語と中国語の堪能なタイ人1名をKo社の社員として採用し、UNION PLASTIC社のスタッフが作成するタイ語で書かれている諸帳簿類の内容も厳密にチェックし分析出来る様にしている。

・予定・実績管理

一般にタイ国金型業界では日本で行われているような生産管理システムが普及していない。生産目標を早期に達成するためにも、Ko社の金型製造管理ノウハウをタイ国の風土に合う様に出来るだけ体系化、標準化していくことが大切と考えている。このため、手始めとして加工時間の予定、実績の調査、分析を開始し、管理資料の蓄積を図りつつある。この調査・分析の実施、タイ国側従業員に対する意義付け等、前述のKo社のタイ人社員の存在とその果たす役割は大きい。

この合弁形態による新会社の設立は、比較的恵まれた環境の基に進められた。しかしこの恵まれた環境を作り上げるに至る過程には、時間をかけて相互の国を知り、人を理解し、誠意と尊敬を持って接するのと努力があったことは確かであろう。それに加えて単なる信頼関係のみに頼ることなく、実現に際しては第三者の支援を求め、客観的且つ具体的に細部までの詰めを行い、冷静に判断してきたことが合弁事業成功への鍵であったものと思われる。UNION ITOH MOLDS社の今後に大いに期待を残すものである。

II 玩 具

1. インタビュー企業総括表

1-1(1) プラスチック・金属玩具

プラスチック・金属玩具(大)

() 内は金型従事者数

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴
Thai Toy Co.	各種プラスチック玩具	1,000	射出成形機 52 他	輸出 100% OEM 85% Original 15%	Sri-Thai Superware 90%、香港10%の合弁。 OEM、Original品共に、企画から金型製作まで香港で行う。OEM品の一部は、金型持込。海外金型企業の進出を希望。
Bandai and K.C.	プラスチック玩具	350~450	射出成形機 20	輸出 (米・欧・7/77 各々 1/3) 100%	バンダイとタイ地元 Imperial の折半出資。 商品企画・開発は主に日本、金型は日本・香港で製作。OEMブランドの80%がバンダイ。 BOI 奨励企業
Yat Ming Toys Factory	金属・プラスチック ミニカー	500	射出成形機 ダイカスト機 22 7 他	国内 5% 輸出 95% 米70%、欧20%、輸出の80%は香港の親会社を通し、20%は直接	タイ51%、香港49%の合弁、商品企画は香港成形組立は香港からの技術者の指導。 金型管理・保守・管理は香港人技術者の指示により現地で行う。 US市場に最大の興味。
Dynamic Toy	各種プラスチック玩具 雑貨	2,000~3,000	射出成形機 20	国内 10% 輸出 90% (US60%、欧20%、日10%、他10%)	タイ70%、香港30%。100%OEMで、金型持ち込み又は、図面・スケッチより自社で金型製作。

プラスチック・金属玩具(中)

()内は金型従事者数

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴
Jumbos Toy International	水鉄砲、電話、ままごとなど20種 (一般教育玩具)	200 (成形30)	射出成形機 ベレットマシン ミキサー 断線機 ポリアル 旋盤	輸出 (米50%、UK20%、加10% etc.) 100%	香港資本(49%)との合弁 商品企画は香港、金型製作は香港80~90%、国産10~20%。USとのOEM生産あり。 近い将来は、自主企画・開発に意欲。今後も輸出拡大努力へ意欲。
Tomy Thailand	幼稚園~小学校低学年対象の中級品が主力	200	成形機	輸出 (欧40%、米30%、日30%) 国内7%	日本資本(100%)。商品企画は日本、金型製作は日本、香港、シンガポール。 BOI奨励企業
Lerdsin Industrial	3才児対象のオリジナルブランド6種	150	射出成形機	輸出のみ (英国80%、泰20%)	BOI奨励企業。 商品企画・金型製作は香港、金型修理・手直しはタイ。1987年より Peak Point との提携によりOEMへ切り換え。
Inter Plawa Thailand	非化学的人形 機械人形 電気仕掛人形	81 (新工場120~150)	射出成形機 吹き出し成形 (新工場では、射出成型機20)	輸出 (UK65%、独25%、M10%、日・泰若干)	BOI申請中。 OEM25%、オリジナル45%、台湾・香港・日本の30% OEMはサンプル又は図面から金型製作、自社製作はサンプルより金型製作。
Thai Polyproducts	プラスチック玩具 (全体の20%) PP袋	200	射出成形機	受注生産輸出 (US40%、泰・中東・欧各20%)	OEM 100%、客先よりの金型持ち込み10%、他は台湾で企画、タイでモデルよりの金型製作。 Srithephai Group 内の会社。 BOI奨励企業

() 内は金型従事者数

プラスチック・金型玩具(小)

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴
Saha Kam Chang	プラスチック加工	26~8	射出成型機 粉砕機	受注生産	8年前、金型屋から成形に転向。 業務拡大には消極的。金型は客先より支給される。
Ha Seng Huat	ミニカー、懐中電灯などの プラスチック玩具及び 雑貨	20	射出成型機	元請け会社(RLP International 他)を通じ て対日輸出	典型的な製造問題の下請けメーカー。 顧客が、商品企画し、金型を持ち込む。
Tang Chai / Plastic Factory	プラスチック玩具	50	射出成型機	国内 輸出	OEM25%、完全コピー25%、アレンジコピー25%。 製品は図面なしでスケッチ使用。金型はタイ国内4社 に図面なしで発注。
Thai Sincere Co.	プラスチック玩具 (ピストル、刀など)	50~60	上記18台を移設後さらに4 台追加予定	未稼働 上記 Tang Chaiの輸出 部門移設・拡大予定	上記参照 輸出への意欲大
Thai Poly Plastic	ホビィ、玩具 (1:1)	33 (4)	射出成型機 縦型射出成型機	玩具はバンダイ、ダイナミ ックトニーに納入	品物より金型製作。 プラスチック金型(中)参照

1-(2) 布帛玩具

布帛玩具 (六)

企業名	製造品目	従業員	主要設備	販売先	特徴
First Corporation	うさぎ、くま、ミッキー マウス他	450 縫製 200 抜きつめ 250	抜き型 ミシン 綿入れ 8 100 4 他	日本ファースト社 欧州 90% 10%	タイ布帛玩具業界トップ。 日本・欧州からの受注生産のみ。 BOI推奨企業 資本は日本85.4%、タイ 4.6%で構成。
H & B Intertext	動物ぬいぐるみ 主体に4ブランド	290	抜き型 ミシン 綿入れ 3 100 2 他	Int'l Cosmetic Company 輸出 (欧州60%、日本30%、米 その他10%) 60% 40%	サハ・グループの企業。東アジア有数の近代企業輸出 に意欲。
Kase Raware Co.	ビエロ人形、動物ぬいぐ るみ	200	抜き型 ミシン 綿入れ 1 25 3	輸出 (独65%、米15%、伊12%) 100%	輸出のみに興味、BOI企業を希望

布帛玩具（中）

企 業 名	製 造 品 目	従 業 員	主 要 設 備	販 売 先	特 徴
Home Made Country Lady Group (HCL)	バンド、ピンクパンサー マスク	15	抜き型 ミシン あとは手作業	主に国内（特にバンコグ市 内） 一部輸出あり	OEMへの進出を希望。 日本への輸出に意欲。
Three's Company Ltd.	コアラ草食いバック あらいぐま etc20種	30	縫製ミシン （あとは手作業）	直接販売（国内のみ）	製品の8割は他社のアレンジ又はコピー 輸出への意欲あり。
Udompol Tradings Co.	植毛した小型人形 （軟質塩ビ）	38 （1988年 4月より 25人増）	射出成型機 毛髪植毛用ミシン 回転成形機	輸出 100% （伊70%、仏・英・独・ 7ドイツ、中東）	タイ51%、香港49%、人形はコピー、服のデザインは 自社。 金型はH. K. にてサンプルコピー製作。技術は香港 より導入。 BOI促進企業
Sudaporn Tanan-Chai Group	「女の子」人形、ビエロー ティッシュボックスケー ス	25	家庭用ミシン	下請中心	女性による共同下請作業

布帛玩具 (小)

企 業 名	製 造 品 目	従 業 員	主 要 設 備	販 売 先	特 徴
Ben Poole Moo	山岳民族布帛人形	10	家庭用旧型ミシン	チェンマイYMCA 英国 Community Foundation	素朴な製造グループ形態。主婦中心。
Dolly Hut Factory	山岳民族衣裳人形	7	家庭用ミシン	自家店舗 一部地元商社	素朴な製造グループ形態。主婦中心。

質問票 (プラスチック・金属玩具)

No. _____

日 時： 月 日 ~

訪問者名： _____

(通訳) _____

A. 訪問先一般項目

1. 会社名 _____
2. 業 種 _____
3. 住 所 _____ TEL. _____
4. 面談者 _____
5. 資本金 _____
6. 資本構成 _____
7. 年 商 _____
8. 従業員構成 _____
9. 敷地面積 _____ 工場面積 _____
10. 生産設備 _____
(成形機別途) _____
11. 希望設備・機材 _____
12. 主力商品 _____
13. 年間生産能力 _____ ピーク時期 _____
(構成・価格) _____
14. 主要原料 _____
(価格・購入先) _____



<総合評価>

I-(3) 現地調査で利用した質問票

(ぬいぐるみ)
INTERVIEW FIELD-SHEET

No. _____

1. 訪問日： 88年 月 日 () 天候 : ~ :	2. 当方訪問者： (通訳)
3. 社名：	
4. 住所：	
5. TEL：	6. 先方面会者：
7. 資本金(構成)：	8. 年商(伸長率)：
9. 事業所推定面積：	10. 経営への印象：
11. 現場従業員構成： 計 名→男 名+女 名()	
12. 設備構成：	
13. 製品企画者(数)：	14. 主力製品帯(上代)：
15. 企画動機：	16. 企画→製品化速度：
17. 生産能力：	
18. 製品上の問題点・所見：	
19. 日本市場水準としての評価グレード・所見： AAAA' + BBB' + CCC' + DD	20. 改善点ポイント：
21. 設備導入上でのニーズ：	
22. 企画上での反省・問題点・強み：	
23. 日本売れ筋商品への感想：	24. 同左回答への神戸評価：
25. パッキング内容：	26. 出荷時包装形態：
27. 主力材料仕入元：	
28. 生産コスト%対上代： 荒利率 % (%)	29. コスト構成： 原材料費→コスト中 %，人件費→
30. 主力販売先：	31. 下代掛率%対上代(取引形態)：
32. 1回分取引概要量：	33. 取引上での特記事項：
34. その他の販売形態：	
35. 当面の市場拡大方針：	

36. 商品提携等：

37. 輸出経験：

38. 輸出へのニーズ：

39. 輸出時の掛率（条件）： % ←

40. 日本市場への関心度：

41. 生産現場への所見：

42. 総合評価としての所見：

43. 特記事項・摘要：

以上

1. 商品企画・開発

1.1 担当者構成

1.2 開発スピード（企画→商品化）

1.3 企画動機

2. 商品設計・金型設計

2.1 担当者構成

2.2 商品設計手順

2.3 金型設計手順

2.4 金型製作

2.5 製品仕様

3. 製造技術

3.1 成形技術

3.2 工程計画作成

3.3 作業標準作成

4. 品質管理体制

4.1 担当者構成

4.2 受入検査

4.3 ライン内検査

4.4 完成品検査

5. 保有成形機

6. 技術面での問題点

7. その他

1. 生産コスト

1.1 生産コスト比率

1.2 コスト構成

1.3 上代価格との比較

2. 営業・販売

2.1 営業方針

2.2 主要販売先

2.3 lot 数量

2.4 販売形態

2.5 市場拡大戦略

3. 提携先

3.1 商品提携

3.2 技術提携

4. 問題点等

D. 海外展開

1. 輸出経験

2. 輸出形態

3. 輸入経験

4. 輸入形態

5. 輸出意欲

6. 対日市場への関心

7. 他国市場への関心

2. 第3国調査の調査計画書（サンプル）

タイ開発調査に関する第3国産業調査

“中国の玩具産業”調査計画書

調査対象業種：玩具産業

——とくにプラスチック・金属玩具と布帛玩具（人形）
に重点を置く。

調査対象国：中国

<調査の背景と目的>

タイの玩具産業は、10年ほど前から外国メーカーの下請け生産、あるいは外国メーカーとの合弁による輸出仕向型の産業として発展をとげつつある。その発展は、日本、米国、アジアNICSの玩具産業の間の国際分業体制が新しい段階に入りつつあることを意味する。今後はタイをはじめ、その他アジア諸国、中国なども含めて、より進んだ国際分業体制が形成され、アジア地域が玩具について世界の生産・輸出拠点としての地位をいちだんと高めていくことになると予想される。

本調査は、タイの玩具産業を国際分業体制の進展の中で輸出産業として育てていくためのプログラムをつくるための参考とするため、タイよりも先行して発展しつつある中国の玩具産業について、これまでの発展経過、その間の政府による産業振興策や輸出促進策とその効果、同産業と主要企業の最近の動向などを明らかにしようとするものである。またその際、中国の玩具メーカーの東南アジア諸国との国際分業の動向についても把握することとしたい。

<調査の項目と内容>

1. 業界の概況

2. 以下に述べる各項目の調査結果にもとづいて、中国の玩具産業の現状を、生産、販売、輸出、企業経営、技術や製品開発のレベルなどの観点から概説するとともに、今後の発展への見通しについてまとめる。

2. 産業の動向

過去10年間の品目別生産（出荷）統計をもとに、玩具産業全体の生産活動の動向、品種別の動向

などを明らかにする。

また、政府、業界関係者や主要メーカーへのインタビュー調査を通じて、とくに以下の諸点について、この間にどのような問題に当面し、それを克服するこめに努力してきたかを聴き出す。

- ① 生産体制
- ② 労働問題
- ③ 原材料、部品、金型の調査
- ④ 競争力（生産コスト）
- ⑤ 安全基準、規格、製品検査
- ⑥ 技術力、製品開発

3. 輸出動向

過去10年間の品目別輸出統計をもとに品目別、相手国別の輸出の推移、品目の変化などを明らかにする。

また、政府、業界関係者、主要メーカー、輸出商社などへのインタビュー調査を通じて、とくに以下の諸点についての問題点、その克服策などを聴き出す。

- ① 安全基準、規格、製品調査
- ② 輸出チャンネル
- ③ 輸出価格
- ④ 製品開発とデザイン
- ⑤ 海外市場の開拓、マーケティング活動
- ⑥ 海外市場での競合関係

4. 産業振興策と輸出促進策

上記、2、3で明らかにされた問題点を克服していくうえで、政府がどのような政策をとり、制度を具体化してきたか、またそれらがどのような効果を生んできたかを、政府関係者と業界、企業の関係者の双方から聴き出してまとめる。また、とくに金融、税制、関税などのそれぞれについてどのような促進・優遇措置がとられたかをまとめる。

5. 主要企業のケース・スタディー

玩具の主要なメーカー（輸出面でも重要なもの）5～10社を対象として、以下の諸点を踏まえたケース・スタディーをおこなう。

- ① 企業の沿革
- ② 主要な生産・輸出品目の推移
- ③ 原材料、金型、部品の調達状況

- ④ 政府の助成策，振興策の活用
- ⑤ 輸出戦略の展開
- ⑥ 海外企業との提携，海外進出への動き
- ⑦ 経営者の人となり

6. 関連資料・パンフレット等の収集

本調査の過程で入手した中国の玩具産業，玩具メーカーに関する資料，パンフレットや輸出向けカタログなどの資料を添付する。

Industry to be studied: Toy industry, with particular emphasis on plastic toys, metal toys, and fabric toys (stuffed toys)

Region to be studied: People's Republic of China

Survey Items and Details

1. Summary of Industry

Based on the results of the surveys of the items mentioned in Item (2.), a summary will be made of the state of the toy industry in the People's Republic of China from the viewpoints of production, sales, exports, company management, level of technology and product development, etc. Projections also will be given on the future of the industry.

2. Industry Trends

Based on production statistics (shipments) for individual items in the past 10 years, clarification will be made on the trends in production activities of the toy industry as a whole and by individual item.

Further, through interviews with relevant persons in government, industry and key manufacturers, it will be learned what kind of problems have been faced and the efforts which have been made to overcome them, in particular on the following points.

- a. Production system
- b. Labor problems
- c. Procurement of raw materials, parts, and dies and molds
- d. Competitiveness (production costs)
- e. Safety standards, regulations, and product inspections
- f. Technical capabilities and product development.

3. Trends in Exports

Based on statistics for exports of individual products during the past 10 years, clarification will be made of the trends in exports by item and destination, of the changes in the items, etc.

Further, through interviews with relevant persons in government, industry, key manufacturers, export trading companies, etc., information will be obtained on problems, and means for their solution, in particular on the following.

- a. Safety standards, regulations, and product inspections

- b. Export channels
- c. Export prices
- d. Product development and design
- e. Development of overseas markets and marketing activities
- f. Competitive relations in overseas markets.

4. Industrial Promotion Policies and Export Promotion Policies

It will be learned from relevant government officials, persons in the industry and companies what kind of policies the government has taken and what systems it has established to overcome the problems clarified in Items (2.) and (3.), and what kind of effects these have had. Further, the kinds of promotional measures and preferential measures that have been taken in the areas of financing, taxation, and customs duties will be summarized.

5. Case Studies of Key Companies

Case studies will be made, based on the following points, covering five to 10 key toy manufacturers (also ones important in exports):

- a. Company histories
- b. Trends in key production and export items
- c. State of procurement of raw materials, molds and dies, and parts
- d. Use of government assistance and promotional measures
- e. Development of export strategies
- f. Tie-ups with overseas companies and moves toward overseas investment
- g. Managers.

6. Collection of Related Materials, Pamphlets, etc.

Materials, pamphlets, export oriented catalogs, and other materials of the toy industry and toy manufacturers in the People's Republic of China obtained during the process of this survey will be appended.

(別添) 調査にかかる留意事項

タイ及びマレーシアの工業分野開発振興調査(“ニューエイドプラン”)はJICAから本会がマレーシアと共に62年度受託し、63年度においても継続受託の見込みです。その場合精算が必要となりますので必ず調査にかかる証ひょうを添付した上で精算報告をお願いすることになります。証ひょうとしては、調査契約書、プロポーザル及び見積り書が必要になると思われますのでご留意下さい。また、見積り書の中の支出可能項目は、JICAと細かくすりあわせるに至っておりませんが、慣例的に

(1) 通信連絡費

F A X 料

郵 便 料

電 話 料

(2) 情報：資料収集費

資料収集費

情報収集費(インタビュー等会議費)

(3) 交 通 費

(4) 分析加工費(人件費)

(5) 消耗品費

等が考えられます。

本指令にある調査委託費 5,000ドルについては、送金になりますが、貴センターでかかる諸費用については別途 1,000ドルを別途予算配賦します。

Product to be studied : Plastic & Metal toys, Fabric toys (stuffed toys) Research items

I. A brief discription of the present situation

conserming in Toy Industry (Plastic & Metal, Fabric) of the USA

II. Demand & Supply

- (1) Demestic production
- (2) Market share of the imported
- (3) Competition between domestic products and imported ones
- (4) Demestic consumption
- (5) Consumption patterns
- (6) Quality, design & Brand

III. Export & Import

- (1) Export situation
(Including the figures of Export for 1983~1987
—volume & value—by country)
- (2) Import situation
(Including the figures of Import for 1983~1987
—volume & value—by country)

IV. Distribution

- (1) Distribution Channel (including Mark-ups in each stage)
- (2) Pricing
- (3) Sales Strategy

V. Import Duties & Regulations

- (1) Custom Duties
- (2) Related Regulations

VI. Future Outlook

Duscribe the prospects for the future of the market

III その他

中小企業事業団（日本）について

日本では、中小企業の近代化、高度化、経営改善、技術向上等を図るために数多くの施策を実施している。中小企業事業団は、こうした中小企業施策の総合的实施機関として、法律に基づき設立された。

事業団の概況は次のとおり。（1987年3月末現在）

●資本金 9,837億円（全額政府出資）

●中小企業高度化資金貸付残高 9,505億円

内訳	A方式	6,686億円
	B方式	2,625億円
	先行取得	194億円

●中小企業大学校研修受講者数 約82,000人

内訳	経営研修	約54,000人
	技術研修	約28,000人

●小規模企業共済加入在籍件数 約150万件

●中小企業倒産防止共済加入在籍件数 約90万件

1-1 中小企業に対する指導と高度化融資

(1) 高度化事業

中小企業が健全な成長発展をしていくためには、経営の近代化、合理化を図ることが必要である。

事業団では、同じ業種や関連の深い中小企業が互いに協力しあってグループ化して事業の共同化、協業化、集団化、転換等を行い、共同の力で体質の抜本的改善を図ろうとする「中小企業構造の高度化」に寄与する事業を行う場合に積極的に支援し援助している。

(2) 高度化事業等の所蒙・診断指導

事業団では、各通商産業局や都道府県と協力しながら、高度化事業を行おうとする中小企業者を対象に、高度化事業の計画立案に関する基本的事項の検討や高度化事業の実施方法および留意事項に関する事前指導業務を行っている。

また、高度化資金の融資を受けようとする中小企業者に対しては、計画時から事業の進行に応じ、都道府県とともに診断を行い、事業の円滑な推進を図っている。特定の業種に指定された業界が、業界ぐるみの構造改善事業を行おうとする時も、事業団は都道府県と協力して業界への指導を行っている。

(3) 高度化事業の種類

高度化事業の種類には、業種、事業形態、事業の実施方法などにより数多くのタイプがあり、中小企業の様々な事業意欲に応じられる。

例えば、

- ・小規模な製造業者、小売り商業者、卸売業者、運送業者及び建設業者のための「事業所の施設共同利用」事業
- ・一般共同施設事業
- ・工場共同化事業
- ・特定共同施設事業
- ・構造改善等高度化事業

(4) 高度化事業に対する融資制度

高度化事業の円滑な実施のため、高度化事業の計画段階から運営段階に至るまで、きめ細かな指導を行うための土地、建物、設備等の資金について融資を行う。

1-2 中小企業のための人づくり

(1) 中小企業大学校

中小企業にとって優秀な人材を確保することが必要であるため、事業団では、都道府県や中小企業指導団体の中小企業の指導を行う担当者に対する養成教育機関として中小企業大学校を設け、各種の研修を実施している。また、中小企業者やその従業員に対しても高度な経営管理や技術についての研修を実施し、中小企業の経営管理の合理化や技術の向上に大きく貢献している。

(2) 中小企業研究所

中小企業が健全な発展をとげていくためには、人材育成や技術開発力の強化など、ソフトな経営資源の充実をすすめ、環境変化に的確かつ迅速に対応できるように体質強化を図る必要がある。

また、中小企業大学校では、中小企業に関する研究活動を一層拡充させるため、「中小企業研究所」を設置している。

(3) 中小企業OAシステムセンター

経営管理のコンピュータ化を希望する中小企業に対する相談・指導機関として設立された。

1-3 中小企業のための情報提供など

中小企業経営に占める情報活用のウエイトは、高まっているが、情報収集力、活用力などの面において、大企業と中小企業とに、格差が生じている。

このため、事業団では、中小企業情報センターを設け、大企業と中小企業の格差を埋めるため、中小企業経営に役立つ情報を収集し、わかり易く加工して提供している。また、地域間格差を是正するため、各都道府県に設置されている中小企業地域情報センターなどと連携し、収集したデータをオンラインなどにより地方に立地する中小企業へも適時的確に情報提供できるよう体制を整えている。

(1) 情報サービス

中小企業が必要とする情報を選択し、中小企業向けにわかり易く加工、整理しコンピューターに蓄積している。

収集した情報のリストやダイジェストなどを定期刊行物として提供しているほか、中小企業からの種々の情報ニーズに対し地域の中小企業情報関係機関と連携して情報サービスを行っている。

(2) 技術移転・技術交流

既存の技術を生かして新製品の開発や高付加価値製品を生産できるよう、中小企業の技術移転・技術交流を促進している。

(3) 技術開発

中小企業の技術力の向上を図るため、機械装置等の開発を行っている。

1-4 小規模企業共済制度

小規模企業の事業主の共済制度で、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的としている。

1-5 中小企業倒産防止共済制度

取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する、あるいは著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、企業者の拠出による共済制度を確立することによって、中小企業の経営の安定に寄与することを目的としている。

2. 関連法律・制度の条件、内容

1. 投資奨励法 B.E.2520(1977) による優遇措置概要

- 保証
- 当該企業を国有化から保護する (43項)
 - 同企業と競合する国営企業の新規設立を不許可とする (44項)
 - 同業種の既存国営企業による市場の独占を禁止する (45項)
 - 価格統制を実施しない (46項)
 - 製品の輸出許可を常時保証する (47項)
 - 政府系機関、国営企業の取り扱う競合製品に対する免税を禁止する (48項)
- 保証
- (正当性および必要性による)
 - C I F 価格の50%を超えぬ範囲で、競合輸入品に対し、課徴金をかけることができる (49項)
 - 競合製品の輸入禁止をする (50項)
 - 投資委員会の委員長 (タイ国首相) が奨励プロジェクトのために、援助手段や税金の軽減措置を命令できる (51, 52項)

許可

- 投資関連活動を目的とした外国人のタイ国への入国を認める (24項)
- 奨励対象企業に必要な外国人熟練労働者、技術者、その家族は投資委員会の承認のもとに、通常の割り当り以外にタイでの居住を認められる (25, 26項)
- 奨励活動実施のため土地を所有できる (27項)
- 海外への外貨持ち出しあるいは送金を認める (37項)

税制上の優遇措置

- 奨励対象企業が機械類を輸入する場合、輸入税、営業税 (business tax) を金額免除または半額減免 (28, 29項)
- 原材料の輸入に対する輸入税、営業税の最高90%までの免除 (30項)
- 法人税 (3年~8年) の免除。期間中、欠損が生じた場合、免除期間終了後、最高5年間、繰り越し欠損として経費を計上できる (31, 32項)
- 投資委員会より事前に承認を受けた契約にもとづく営業権 (good will)、ロイヤリティ、技術指導料の海外送金に対する源泉課税の5年間の免除 (33項)
- 所得税免除期間中、配当 (dividends) を課税対象所得より除外 (34項)

追加優遇措置

1. 投資奨励地域 (the Investment Promotion Zones) に対する優遇措置について
 - 投資奨励地域に設立される企業に対しては、次の優遇措置が追加される。
 - 5年の範囲内で、営業税を最高90%まで免除 (35(1)項)
 - 通常の所得税免除期間終了後、または所得税免除を受けていない場合は所得の発生後、さらに5年にわたり法人税の50%免除 (35(2)項)
 - 輸送費、電気・水道費の実際の経費の2倍を課税対象法人所得より控除 (35(3)項)
 - 通常の原価償却のほか、法人所得が生じた時点より10年以内に限り、任意の年に、インフラ建設に要した経費の25%を課税対象法人所得より控除 (35(4)項)
2. 輸出指向型産業に対する優遇措置について
 - 輸出处向け製品に使用される輸入原材料に対する輸入税、営業税の免除。国産原材料の買入れに対する営業税の免除 (36(1)項)
 - 再輸出品に対する輸入税、営業税の免除 (36(2)項)
 - 輸出品、営業税の免除 (36(3)項)
 - 運賃、保険料を除く、対前年輸出増加額分の5%相当を課税対象法人所得より控除 (36(4)項)

2. タイ国投資委員会 (BOI) 発表

No.1/2526(1983)

題目：投資奨励および税制上の優遇措置の認可基準

投資奨励が国家経済および社会開発政策の目的を支持し、この目的に添ったものであることを確認し、明確さを強化するために、投資委員会 (BOI) は、投資奨励および税制上の優遇措置の認可基準を確立し、発表することが適当と考える。その内容は下記の通りで、すべての一般ケースに適用される。

1. 法的見地

投資奨励法 B. E. 2520 (1977) の範囲内に於て、BOI は農産物使用の産業、動物飼育業、漁業、採鉱、その他の工業活動やサービス業が以下の条件を満たした場合、投資奨励の認可を考慮する。

- 1.1 王国内に存在しない、存在するが不十分、又は前近代的な生産方法を採用している。
- 1.2 経済、社会開発、タイ国の安全保障にとり重要で、有益である。
- 1.3 経済的、技術的に健全で、環境の規制、保護に適切な手段をとっている。

2. 投資政策

以上に記述された法的範囲内での投資奨励に際し、BOI は下記の活動に特別な配慮を与える。

- 2.1 外貨節約、又は輸出活動により多額の外貨を獲得する。
- 2.2 王国内に存在する天然資源の開発を奨励する。
- 2.3 雇用を増大する。
- 2.4 地方に位置する。
- 2.5 輸入エネルギーを節約、又は代替できる。
- 2.6 将来の高度な工業発展への基礎産業となる。
- 2.7 政府が重要性、適切性を認める。

3. プロジェクト認可の基準

BOI は、プロジェクトが経済的、技術的に健全であるかどうか、その生存能力について考慮する。考慮される点は下記の通りである。

- 3.1 市場のサイズとそのような製品やサービスに対する需要、拡大の余地の有無。
- 3.2 当初生産コストが外国との競争に耐えうるほど低く、また現在のレベルが、30%以上の税保護を必要としない。
- 3.3 大半が輸出向けの場合を除き、少なくとも純益の20%の付加価値がある。

- 3.4 新規の会社の場合、負債と登録資本、既存の会社の場合、負債と剰余財産、または登録資本のいずれか低い方の比が、5対1を超えない。
- 3.5 効率性に関し、信頼できる機関の認可を受け、BOI がそれを認められた場合以外は、最新の生産工程と最新の機械設備を使用する。
- 3.6 下記のいずれかに該当するプロジェクトは、投資奨励を受けることができない。

- 3.6.1 奨励を受けることなく成功している同業、或は同種の活動が多く存在する。
- 3.6.2 十分に成長し、も早奨励の必要がなくなったため、BOI が投資奨励の対象業種から外した。
- 3.6.3 輸出向けを除き、生産量が将来3年間十分ある。
- 3.6.4 100%輸入原材料を使い、大部分が国内向けに生産され、そのような製品の輸入税がすでに40%以上となっている。
- 3.6.5 BOI より投資奨励中止の発表があった業種、又は、BOI が奨励特権を与えるのに不適切と判断したプロジェクト。

4. 合併事業に関する条件

外国投資、又は合併企業奨励のため、下記について考慮される。
4.1 主に国内市場向けの企業では、タイ側が登録資本の51%以上の株を所有する。

- 4.2 農産、動物飼育業、漁業、採鉱、サービス業に於ては、タイ側が60%の登録資本を所有する。
- 4.3 外国投資家は、製品の50%以上を輸出する場合は過半数、100%輸出の場合は100%の株を所有できる。
- 4.4 BOI が適切と認めた場合は、下記が考慮される。

- 4.4.1 全資本額
- 4.4.2 技術レベル
- 4.4.3 現地雇用者数
- 4.4.4 工場的位置
- 4.4.5 経済、社会開発への有益性
- 4.4.6 その他

BOI が上記条件の総和の必要性を認めた場合は、改正される。

5. 税制上の優遇措置

投資奨励のため BOI は、法律により下記の税制上の優遇措置を与えることができる。

- 5.1 法人税免除
- 5.2 輸入機械に対する輸入税と営業税の全額免除、或は減免
- 5.3 輸入原材料に対する輸入税の減免
- 5.4 投資奨励地域に設立された企業に対する減税
- 5.5 輸出奨励のため、輸入税の免除、減免

6 税 免 除 の 基 準

奨励プロジェクトは3～8年間の法人税免除を与えられるが、そのガイドラインは下記の通り。

- 6.1 パンコク及びサムットプラカーン県に工場立地する企業(工業団地外)一第1地域
6.1.1 機械類の輸入税の免除は認めない。但し、次の場合を除く。
80%以上を輸出する場合又は対象業種5.49(輸已向け製品の製造の場合。以下同じ)
 - 6.1.2 法人所得税の控除を認めない。但し、次の条件のうち2項目以上満たす場合、法人税の免除を3年間認める。
 - 6.1.2.1 80%以上輸出する場合又は対象業種5.49の場合
 - 6.1.2.2 毎年100万ドル以上の純外貨を獲得する場合
 - 6.1.2.3 200人以上常用雇用する場合
 - 6.2 サムットサコン、パトナムタニ、ノンダブリ及びナコンパトナムに工場立地する場合(工業団地外)一第2地域
6.2.1 原則として、機械類の輸入税を50%軽減。但し、次の場合は全額免除を認める。
 - 80%以上輸出する場合又は対象業種5.49の場合
 - 6.2.2 原則として、法人所得税を3年間免除する。更に、次の条件を満たす場合、1項目につき1年間延長できる。但し、最高5年以内とする。
 - 6.2.2.1 毎年100万ドル以上の純外貨を獲得する場合
 - 6.2.2.2 農業関連業種である場合又は、国内農産物の使用を促進する業種である場合又は主な原材料として国産農産物を使用する場合又は国産品を原材料使用額の60%以上使用する場合
 - 6.2.2.3 200人以上常用雇用する場合
- 6.3 パンコク、サムットプラカーン、ナコンパトナム、ノンダブリ、パトナム、サムットサコンの工業団地に工場立地する場合一第1地域、第2地域
6.3.1 機械類の輸入税の免除
6.3.2 法人所得税を4年間免除。但し、下記の条件を1つ又はそれ以上満たす場合、最長5年間延長される。
 - 6.3.2.1 毎年100万ドル以上の純外貨を獲得する場合
 - 6.3.2.2 農業関連業種である場合、又は国内農産物の使用を促進する業種である場合、又は主な原材料として国産農産物を使用する場合、又は国産品を原材料使用額の60%以上使用する場合
 - 6.4 その他67県に工場立地する場合一第3地域
6.4.1 誘致対象プロジェクトの場合
次の1項目に該当する場合を誘致対象プロジェクトという。
 - (I) 80%以上輸出する場合又は対象業種5.49の場合
 - (II) 主な原材料として、農産物又は天然資源を使用する場合あるいは、農業関連業種、又は国内農産物の使用を支持する場合

(II) エンジニアリング製品を生産する場合

(IV) 投資委員会が、特別に経済的、社会的に重要と認める業種誘致対象プロジェクトに対する税制上の優遇措置の認可は以下の通りである。

- 6.4.1.1 機械類の輸入税を免除する。
- 6.4.1.2 国内販売を目的とする製品の製造に使用される原材料の輸入税及び事業税の50%軽減を1年間認める。
- 6.4.1.3 輸出する製品の製造に使用される原材料の輸入税及び事業税の免除を5年間認める。
(注) 輸出する製品に対しては、一般的に投資委員会の投資奨励がなくても原材料の輸入税は免税になる。ここでいう5年間とは、投資委員会が免税手続きを完了する期間であり、その5年後は関税局にて免税手続きが要求されるということである。
- 6.4.1.4 法人所得税を最低4年間免除する。更に、下記の条件を満たす場合、1項目につき法人税免除期間が更に1年間延長される。但し、8年間を最高限度とする。
 - 6.4.1.4.1 毎年100万ドル以上の純外貨を獲得する場合
 - 6.4.1.4.2 農業関連業種である場合又は、国内農産物の使用を促進する業種である場合又は主な原材料として国産農産物を使用する場合又は国産品を原材料使用額の50%以上使用する場合
 - 6.4.1.4.3 200人以上常用雇用する場合
 - 6.4.1.4.4 工業団地に工場立地する場合
 - 6.4.1.4.5 投資委員会が特別重要と認めたプロジェクトである場合
- 6.4.1.5 1977年投資奨励法第35条による投資奨励地域に対する追加恩典として、下記の恩典をあたえる。
 - 6.4.1.5.1 所得発生日より5年間事業税を90%免除する。
 - 6.4.1.5.2 法人所得税の免除期間終了後、更に、5年間、法人所得税の50%軽減を認める。
 - 6.4.1.5.3 なお、投資委員会が適切と認める場合は、下記の追加恩典を与える。
 - 6.4.1.5.3.1 所得発生日より10年間、輸送、電力、水道の費用を法人所得税の査定に際し、費用の2倍を経費として控除できる。
 - 6.4.1.5.3.2 奨励対象のための機械の据え付け又はその他の建設の費用の25%を純利益から控除できる。
- 6.4.2 一般プロジェクト(誘致対象プロジェクト以外)の場合
6.4.2.1 機械類の輸入税を免除する。
- 6.4.2.2 法人税を最低4年間免除する。更に、下記の条件を満たす場合、1項目につき法人税免除期間が更に1年間延長される。但し、7

年間を最高限度とする。

- 6.4.2.2.1 毎年、100万米ドル以上の純外貨を獲得する場合
- 6.4.2.2.2 農業関連業種である場合又は、国内農産物の使用を促進する業種である場合又はは主な原材料として国内農産物を使用する場合又はは国内産品を原材料使用額の50%以上使用する場合
- 6.4.2.2.3 200人以上常用雇用する場合
- 6.4.2.2.4 工業団地に工場立地する場合
- 6.4.2.2.5 投資委員会が特別重要と認めたプロジェクトである場合
- 6.4.2.3 1977年投資奨励法第35条による投資奨励地域に対する追加恩典として、下記の恩典をあてる。
 - 6.4.2.3.1 所得発生日より5年間が業税を90%免除する。
 - 6.4.2.3.2 法人所得税の免除期間終了後、更に、5年間、法人所得税の50%軽減を認める。
 - 6.4.2.3.3 なお、投資委員会が適切と認める場合は、下記の追加恩典を与える。
 - 6.4.2.3.3.1 所得発生日より10年間、輸送、電力、水道の費用を法人所得税の査定に際し、費用の2倍を経費として控除できる。
 - 6.4.2.3.3.2 奨励事業のための機械の据え付け又はその他の建設の費用の25%を純利益から控除できる。

7 機械類輸入の際の輸入税、営業税全額免除、減免の基準

- 輸入機械類に対する輸入税、営業税の免除、減免に際し、次の事項が考慮される。
- 輸入機械類に対する税制上の優遇措置は、下記の場合にのみ認められる。
- 7.1 同質の機械類が、企業の必要量を満たすほどタイ国内で生産されていない。
 - 7.2 国内で生産できない。
 - 7.3 商業的に見て、人力で代替できない。
 - 7.4 生産工程で使用する機械が最新式のものである。ただし、BOIが認められたものを除く。
 - 7.5 予備部品や古い機械の取り替えは、含まれない。

8 原材料輸入の際の輸入税減免の基準

- 原材料輸入の際の輸入税減免認可については、下記の点が考慮される。
- 8.1 優遇措置を受ける企業は、少なくとも6カ月操業していなければならない。ただし、下記の場合は例外である。
 - 8.1.1 奨励特権申請の際、最初から税制上の優遇措置の申請がなされた。
 - 8.1.2 原材料や完成品に対する課税制度改正により、奨励活動に不利となつた。
 - 8.2 下記の点を考慮に入れ、ケース・バイ・ケースで決定される。
 - 8.2.1 原材料に対する輸入税と完成品に対する輸入税の比較

- 8.2.2 輸入品との競争力
- 8.2.3 他の活動や政府収入への影響
- 8.2.4 国家財政に有益
- 8.2.5 その他BOIが適切と認めた場合

9 輸出促進のため与えられる輸入税の免除、減免の基準

- 輸出指向活動に対し奨励特権を与える際、BOIは以下について考慮する。
- 9.1 下記の条件を満たす場合、原材料輸入の際の輸入税、営業税免除が与えられる。
 - 9.1.1 1年間生産能力の30%以上を輸出する場合、被奨励者は輸入開始より6カ月以内に、関税法令19号により定められた税額相当の銀行保証預託の申請をしなければならぬ。
 - 9.1.2 輸出品を生産のため輸入された原材料のみが、免税の対象となる。
 - 9.1.3 場合により、1年以上の期間延長が認められる。
 - 9.2 輸出品の原材料輸入に対する輸入税、営業税の免除は、BOIの判断により変更される。
 - 9.3 輸出品に対する輸出税、営業税免除は、BOIの判断により変更される。
 - 9.4 法人税納税に際し、対前年輸出増加額分の5%相当を控除することができる。

10 例 外

以上は、BOIが投資奨励のガイドラインとして定めた基準である。しかしながら、下記の場合は例外が認められる。

- 10.1 BOIが特別に他の条件を示した場合
- 10.2 BOIが特定の投資活動に重要性を認めた場合

投資奨励地域区分

4. 投資委員会事務局発表

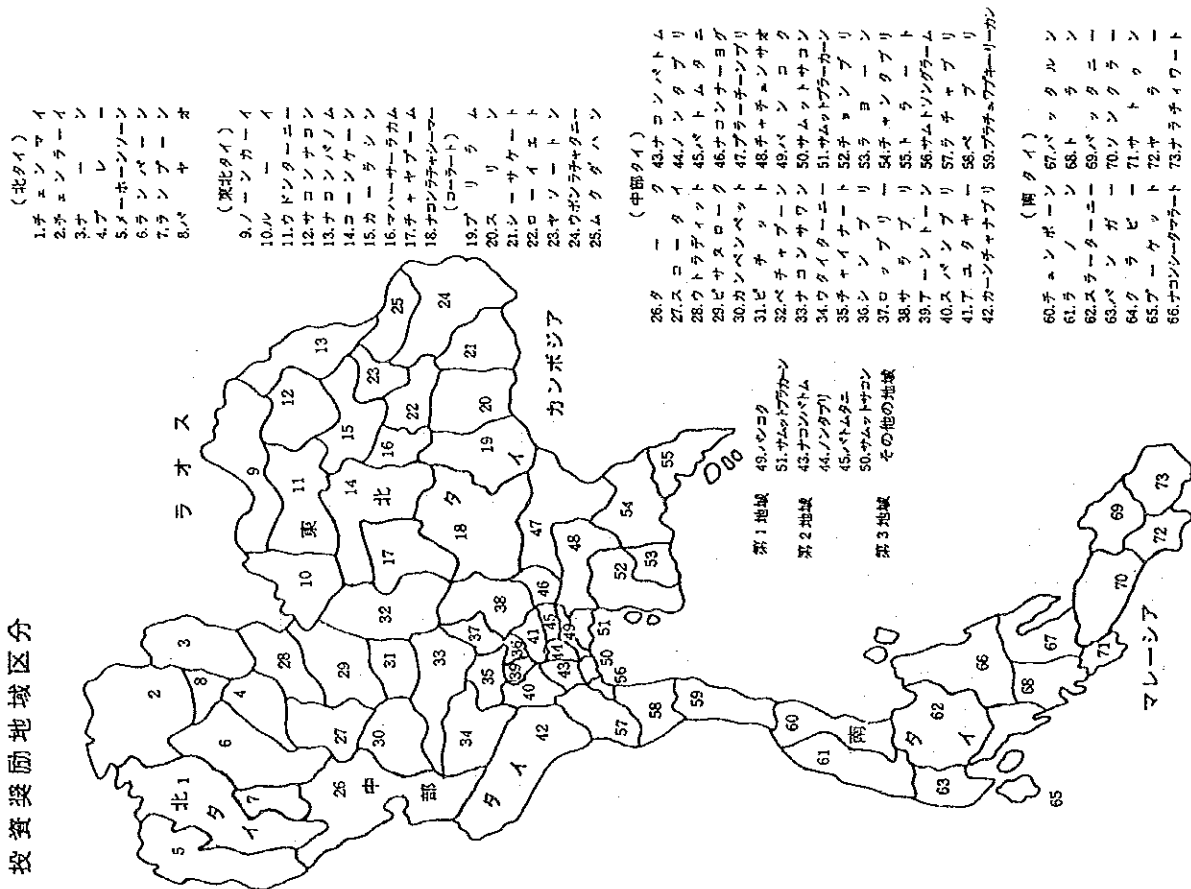
No.2/1983

被奨励者による機械輸入の期限延長の手続

被奨励者による機械輸入の期限延長の手続きの条件は下記の通りである：

- 1) 被奨励者は現行の機械輸入許可期限が切れる2か月以上前に、投資委員会に対し延期スケジュールを提出しなければならない。
 - 2) 被奨励者は2回以上の期限延長は認められない。
 - 3) 被奨励者は投資委員会に対し、機械輸入の明細なスケジュールを提出しなければならない。
 - 4) 被奨励者は投資委員会に対し、建設スケジュール、信任状文書、機械購入注文書を提出しなければならない。
 - 5) 被奨励者は投資委員会に対し、被奨励プロジェクトが全プロジェクトに必要な機械の50%以上を既に輸入したことを確認するか、または必要な機械を購入し得ることを証明する財政的裏付けのあることを示す文書を提出しなければならない。
 - 6) エネルギ一節約または公害防止に役立つ以外は、被奨励者は採掘開始後に機械を追加輸入することはできない。
 - 7) プロジェクトの奨励特権が切れた後は、機械購入の期限延長はいかなる場合も認められない。
 - 8) 機械輸入の期限延長許可を得なかった被奨励者に関しては、投資委員会はプロジェクトの既存の生産能力を厳密に評価する。奨励許可証に明記された生産能力に達していない場合は、被奨励者は6か月以内に必要ないレベル迄プロジェクトの生産能力を増やさなければならない。これが行われない場合は、投資委員会はプロジェクトの奨励特権を取り消すことができる。
- 上記の条件の1)に関し、以下に該当する場合は投資委員会は柔軟性をもって対応する。

(1) 被奨励者が既に新しい期限延長スケジュールを提出している場合。



(2) 当発表の日付から2か月以上の延期を既に申請している場合。この場合更に1か月の期限延長が認められる。

上記 7) に関して、被奨励者が当発表以前に既に輸入期限の延長を申請している場合、投資委員会は被奨励者の機械輸入を許可することができる。

5. 投資委員会事務局発表

No. 2 / 1984

税および関税の免除および減税の対象からはずされた機械類

1983年8月16日発表

チャンチャイ・リタポーン
事務局 局長

1984年6月26日付けの投資委員会事務局発表No.10/1984：機械に対する税および関税の免除および減税の基準とガイドラインに関する発表は、第2、12項において、税および関税の免除および減税の対象から除外される機械のリストを投資委員会事務局が発表すると述べている。これに従い投資委員会事務局は、下記の機械類が輸入税および関税の免除または減税の対象から除外されることを発表する。ただし、機械がタイ国内で生産できないようなサイズや型の場合は例外である：

I. 建設材料：

- 1.1 建設用スチールバー、鉄ワイヤー全て
- 1.2 ライトゲイジスチール、L字形スチール、チャネルスチール
- 1.3 屋根および天井材料
- 1.4 床および壁材料
- 1.5 透明および色付きガラス板
- 1.6 アルミニウムシートとフィルム
- 1.7 アルミニウム部品
- 1.8 塗料とエナメル
- 1.9 へい材料
- 1.10 ちょうつがい
- 1.11 金網と虫よけスクリーン
- 1.12 トタン、ブリキ、ペイント加工の鉄板
- 1.13 鉄パイプ、鉄付属品のすべて
- 1.14 ファイバーグラス、ゴム、プラスチックの断熱材料
- 1.15 耐熱プラスチック板
- 1.16 冷凍貯蔵所の壁用断熱シート
- 1.17 浴槽を除く衛生器アクセサリーと浴室アクセサリー
- 1.18 プラスチックのパイプおよび付属品
- 1.19 石こう板
- 1.20 合板

II. 機械および電気製品

- 2.1 電球、パラスト、スターター
- 2.2 シャンデリアを除く電気灯ろう
- 2.3 導管
- 2.4 電線

- 4.11 1馬力以下のコンプレッサー
- 4.12 救急車

上記のリストにある機械を国内の生産者または企業家から買った場合、その生産者または企業家はそれらの品物に対し事業税を免除されるかもしれない。ただし、下記のリストに含まれるものに対しては免除されない：

- 建設用スチールパイプ、鉄クイヤーすべて
- れんが、石、砂
- セメント、白色塗料
- 敷地外で使用される車、トラック
- 木造建物の部品
- 屋根材料
- セメント製品

振奨助者が、リストに含まれていない品目が税および関税の免除、減税の対象になるか否か知りたい場合は、先ず投資委員会事務局から書面による判定を要請すべきである。

1984年9月7日発表

チラ・バヌポン
事務次長
事務局長代理

- 2.5 電話線
 - 2.6 10馬力以下の電気モーター
 - 2.7 扇風機
 - 2.8 10,000 K.V.A.以下の変圧器
 - 2.9 冷蔵庫、冷凍庫
 - 2.10 水冷却器
 - 2.11 冷房能力20トン以下の冷暖房装置
 - 2.12 冷却能力20トン以下のコンデンシングユニット
 - 2.13 18,000 C.F.M.以下の空気制御ユニット、ファンコイルユニット
 - 2.14 テレビ
 - 2.15 レシーバー
 - 2.16 電話
 - 2.17 断熱材
 - 2.18 電気によるアーク溶接、スポット溶接、継ぎ目溶接
- III. 器具
- 3.1 家具
 - 3.2 カーベット
 - 3.3 マットレス、枕、カバー
 - 3.4 カーテン
 - 3.5 布製品
 - 3.6 魔法びん
 - 3.7 一載調理器具
 - 3.8 陶器製カップとポール
 - 3.9 ステンレス、ガラス、プラスチック製、および金、銀メッキの容器、器具、道具
 - 3.10 人工皮革およびプラスチックシート

- IV. 機械およびその他の設備
- 4.1 スチームボイラー
 - 4.2 車、トラック
 - 4.3 手押し車、人力車。国内生産のためのサンブルとして持込まれた場合、一台に対しては税および関税の免除または減税が認められる。
 - 4.4 耐火レンガ
 - 4.5 送電や輸送用のゴムベルト
 - 4.6 パルプおよびチエックパルプ
 - 4.7 冷却能力1,000トン以下の冷却塔
 - 4.8 12インチ以下のりんご一かたつむり型水ポンプ
 - 4.9 溶接用電極
 - 4.10 ボルト、ナット、ワッシャー

投資奨励の対象業種

(1987年1月18日現在)

(*印のついているものは、工業省の規則にのっとってパネコク地域に創設が可能な業種)

奨励業種	農産品	規模および条件
1.1 大規模農耕		農耕地面積は1,000ライ(1ライ=1,600㎡)以上。投資委員会が特別に認可した場合例外もある。 (条件) タイ側が登録資本の60%以上を保有、もしくは投資委員会の認可による。
1.2 農産品加工	スターチ - 農薬廃棄物を利用した種苗用ブロック	土地代と運転資本を除く資本投資額が200万バーツ以上。 (農業廃棄物を利用した種苗用ブロック) タイ側が全登録資本を保有。
1.3 食品の加工または保存	- かん詰 (密閉した容器) - 食品保存* - 果実ジュース(1)* - あられ	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万バーツ以上。 (条件) 総売上高の50%以上を輸出すること。 (例外) 大豆ミルクの生産 (あられに関する条件) 1. 経験と市場状況を考慮の上、認可が与えられる。 2. 全製品輸出されなければならない。 3. 法人所得税は免除されない。
- 協同組合形式による牛乳生産		土地代と運転資本を除く資本投資額が200万バーツ以上。

(1)* フルコーロルを含まない清涼飲料またはアルコールを含む果実飲料の製造工場は、パネコク地区での設立も可能。

奨励業種	規模および条件
1.4 動物用飼料	土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 (調整飼料に関する条件) 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 2. 工場はパネコク首都圏外の場所であればならない。 (例外) 動物用配合飼料および水棲動物用飼料 : 土地代と運転資本を除く資本投資額が200万バーツ以上。
1.5 農産品からの製油	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万バーツ以上。 (米ぬか油に関する条件) 1. 原料の米ぬかの80%以上を所有。 2. 料理油に加工しないこと。
1.6 コーン製品	土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。
1.7 スチック・ラック製品	土地代と運転資本を除く資本投資額が200万バーツ以上。
1.8 ゴム製品(3)*	土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 (条件) 総売上高の80%以上を輸出すること。
1.9 家畜飼育業および食肉加工業(4)*	土地代および運転資本を除く資本投資額が100万バーツ以上。

(2)* 野菜や根、くず物、骨、凡殻の粉砕工場は、パネコク地区での設立も可能。

(3)* パネコク地区の工場は、合成樹脂ゴム、エラストマー・プラスチック、ガラス繊維を除く化学繊維の製造および車輛用タイヤとチューブの修理のみに限定する。

(4)* ローコストまたはピックル、塩漬け、乾燥、冷凍による水棲動物の肉を保存するための加工工場は、パネコク地区外でなければならぬ。

奨励業種	規模および条件	奨励業種	規模および条件
<p>一豚</p> <p>一家さん</p> <p>一水産動物</p>	<p>(例外)</p> <p>牛の飼育業および牛肉加工業：土地価格および運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。</p> <p>(条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 2. 豚および家さんの飼育業および食肉加工業は輸出されなければならない。(牛の飼育業に関する条件) 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 2. プロジェクトの主体が、肉牛飼育である。 3. 2,000ライ以上の土地を保有。 4. 飼育、繁殖、動物の輸入は、農業・共同組合名により認可された規則と手続きに添わなければならない。 5. 30頭以上の食肉用雌牛と100頭以上の食肉用雄牛を保有。 6. 投資奨励地域に位置する場合は、雄牛を他人のために役立てなければならない。 <p>(水牛飼育業に関する条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 2. 主プロジェクトは、認可農務の雌の水牛と近くの農場の登録済雌の水牛間の繁殖による水牛の飼育でなければならない。 3. 最低3,000ライの土地を所有。 4. 飼育、繁殖は農業・協同組合省の認可を得ること。 5. 雌の水牛200頭以上、雄の水牛10頭以上で開始し、それらの年齢、高さ、大きさは農業・協同組合省で認可されたものであること。 <p>1.10 動物性産品(5)*</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が500</p>	<p>一骨製品</p> <p>一皮製品</p> <p>一エナメル皮製品</p> <p>一フレッシミュミルク</p>	<p>万パーツ以上。</p> <p>(皮製品に関する条件)</p> <p>総売上高の80%以上を輸出。</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が200万パーツ以上。</p> <p>(フレッシミュミルクに関する条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 500ライ以上の土地を所有、またはは使用権を所有すること。 2. 80頭以上の雌牛を所有すること。 3. 雌牛の数に対し十分な数の雌牛を維持するが、少なくとも雌牛20頭につき1頭の雌牛を維持すること。あるいは人工授精法を用いること。 4. 牛の飼育に十分な牧草地(灌溉設備のある場合は1頭につき2ライ以上、灌漑設備のない場合は1頭につき4ライ以上)を所有すること。 5. 衛生的な搾乳設備を備えた適切な畜舎を有すること。牛は、年に一度結核、ブルセラ病その他の病気の有無についてチェックされなければならない。牛が病気を持っていないことを獣医が確認した後、フレッシミュミルクを販売することができる。 <p>耕地面積が100ライ以上。</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が200万パーツ以上。</p> <p>船舶の総重量が150トン以上で、レーダー、無線通信機器、水中音波探知器または水深ファイブダー、巻上機、適当な規模の冷蔵庫(角氷を使用しないもの)を装備していること。</p> <p>(例外)</p> <p>近海漁業には総重量50トン以上の船舶</p>
		<p>1.11 くわの木栽培および養蚕</p> <p>1.12 絹の製糸</p> <p>1.13 遠洋漁業および近海漁業</p>	

(5)* パンコク地区の工場は、皮の洗じょう、漂白、染色、選別、仕上げのみに限定する。

奨励業種	規模および条件	奨励業種	規模および条件
1.14 輸出用鶏のと殺および解体業	<p>を使用しなければならぬ。</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。 (条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 2. 鶏肉は全部輸出されること。 3. 海外に市場のない内臓や血、骨、羽毛、脚、翼のみが国内で販売できる。 		<p>部の基準に合致しており、プロジェクトにふさわしいサイズの冷凍室を備えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 採集を開始して4年以降は、豚肉の70%以上を国内で販売することができなない。しかし、脚、尾、内臓、毛、加工肉は国内で販売できる。 4. 法人所得税は免除される。
1.15 藤、竹、シ、コロの葉を素材とする輸出用産品の製造	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が300万パーツ以上。 (条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 2. 全部輸出されること。 	1.19 牛のと殺と死体	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万パーツ以上。 (条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の50%以上を保有。 2. 家畜部(農業・協同組合省)の定めた基準に合致する近代的なと殺場を設立し、ふさわしいサイズの冷凍室と冷蔵室を備えなければならない。 3. 採集4年目からは、全牛肉販売益に占める国内販売利益が50%を超えてはならない。 4. 牛、尾、毛、内臓、加工肉は国内販売でき、牛肉とみなされない。 5. 牛肉加工用の適切な機械、設備を備えなければならない。 6. と殺場へ入る牛の量は投資委員会に認可された計画に従わなければならない。 7. 投資委員会の定めるガイドラインに従い、法人所得税が免除される。 8. 奨励業者は雌牛1頭につき15パーツ、水牛1頭につき18パーツを地方官庁へ納めなければならない。
1.16 野菜の種の増殖	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。 (条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 種子に関する法規を遵守すること。 2. 投資委員会が認めた選別機を備えること。 3. 投資委員会が認めた品種改良のための計画、研究プログラムを有すること。 		
1.17 兎の飼育と輸出用加工業	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。 (条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有 2. 肉と皮は全部輸出されること。 		
1.18 豚のと殺と死がい	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。 (条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の51%以上を保有。 2. と殺場は最新設備を備え農業省家畜 	1.20 粉ミルクの生産	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が8,000万パーツ以上。 (条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の51%以上を保有。

2. 鉱物・金属および陶器

奨励業種	規模および条件
	<p>2. 新鮮なミルクの入手先に関し、投資委員会を満足させること。</p> <p>3. 使用される新鮮なミルクの量は、投資委員会の定めた量と同じであること。</p>

奨励業種	規模および条件
<p>2.1 探鉱</p>	<p>登録資本額が100万パーツ以上。 (条件) プロジェクトは投資委員会の認可が必要。</p>
<p>2.2 探鉱・選鉱</p>	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。 (条件) 資本投資額が1億パーツ未満のプロジエクトはタイ側が登録資本の60%以上を保有。</p>
<p>2.3 精錬(6)*</p>	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万パーツ以上。</p>
<p>2.4 金属加工</p> <p>- 鋳造(7)*</p> <p>- 延延(7)*</p> <p>- メッキ</p> <p>- その他の加工</p> <p>- 鋼鉄のポルトおよびナット</p> <p>1. ハイカーボンスチールポルトおよびナット</p> <p>2. ステンレススチールのポルトおよびナット</p> <p>3. 真ちゅうのポルトおよびナット</p> <p>4. マイルドスチールおよびハイカーボンスチールのタッピングスクリー</p> <p>5. マイルドスチールおよびハイカーボンスチールの機械ねじ</p>	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。</p> <p>(鋼鉄のポルトおよびナットに関する条件)</p> <p>1. 全生産能力の50%以上輸出すること。</p> <p>2. 法人所得税は免除されない。</p>

(6)* パンコク地区の工勢は、鉄または鉄鋼の一次精錬のみに限定する。

(7)* パンコク地区の工勢は、一次鑄造、圧延のみに限定する。

3. 化学薬品および化学製品

奨励業種	規模および条件
一銀、金、その他でメッキされたステンレススチール製品、またはステンレススチール製品 一ステンレススチール製、ステンレススチール部品、ステンレススチール板、丸棒 一食品および飲料用缶の生産（はんだ付け、または溶接による缶は除外） 2.5 窯業 一耐熱材 一耐熱ガラス 一陶磁器用原材料 一ガラス製品の製造 一セラライト製品の製造 一中空レンガおよびまたは中空でない建築用レンガ 一うわをかけた陶器；輸出向けの磁器またはポーンチャイナ	(銀、金、その他でメッキされたステンレススチール製品はステンレススチール製品に関する条件) 一年間売上高の40%以上を輸出すること。 土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万パーツ以上。 (条件) 法人所得税は免除されない。 土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。 (例 外) 拡張プロジェクトの場合は、投資規模に関し投資委員会の認可が必要。 (ガラスびん製造の条件) 1. 医療用びんは、市場の需要に応じて生産されること。 2. 登録資本の75%以上をタイ側が保有。 土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。 年間生産量が2万トン以上。 (床および壁用中空レンガに関する条件) (建築用の中空でないレンガに関する条件) 製品はすべて輸出されること。 土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万パーツ以上。 (条件) 毎年の輸出額 (F.O.B.価格) が販売総額の80%以上であること。

奨励業種	規模および条件
3.1 化学製品(9)* 一炭酸カルシウム 3.2 ソーダ灰 3.3 カーボンプラック 3.4 石油化学製品(9)* 一高密度ポリエチレンおよび低密度ポリエチレン 3.5 薬品製造 一薬品用の配合原料 一殺菌剤* 一殺虫剤* 一除草剤* 3.6 肥料 一有機肥料	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。 (条件) 全部輸出されること。 日産100トン以上。 新規プロジェクトの場合は、土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万パーツ以上。 拡張プロジェクトの場合は、土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万パーツ以上。 (例 外) 拡張プロジェクトは法人所得税は免除されない。 新規プロジェクトについては、土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万パーツ以上。 拡張プロジェクトについては、土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万パーツ以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万パーツ以上。 年間生産能力が10,000トン以上。

(8)* パンコク地区の工場は、無害の化学製品のみに限定する。

(9)* アスファルトまたはタールの製造、およびガスまたは鉄鋼製品でないコールドロール蒸留は、パンコク地区外でなければならない。

奨励業種	規模および条件	奨励業種	規模および条件
3.7 塗料または類似品 ^{00*} 一類 料	土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。		(条 件) 1. プロジェクトは工業省の許可が必 要。 2. 法人所得税は免除されない。
3.8 紙	土地代と運転資本を除く資本投資額が1億バーツ以上。 (条 件) 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 2. このプロジェクトで使用される主な資本設備は新しく、投資委員会の認可した最新の加工技術を用いなければならない。 3. 原材料として使用される全パルプの50%以上は国内パルプでなければならぬ。 4. タイ国内で初めて生産される種類の紙の場合を除いては、法人所得税は免除されない。	3.13 製 植	土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万バーツ以上。 (条 件) 法人所得税は免除されない。
3.9 カーボンペネスト製品	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万バーツ以上。		
3.10 パルプペーパー製品	土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 (条 件) 1. 資本投資額が1億バーツ未満の場合 は、法人所得税は免除されない。 2. 工場はバンコク・メトロポリタン地 域以外の場所に設置すること。		
3.11 アセチレンブブラック製品	年間生産量が1,000トン以上。 (条 件) タイ側が登録資本の51%以上保有。		
3.12 石油製品	規模は投資委員会により許可されなければならぬ。		

^{00*} バンコク地区の工場は、製品の配合のみに限定する。

4. 機械および電気設備

奨励業種	規模および条件
4.1 エンジンの生産または組み立て	* 土地代と運転資本を除く資本投資額が2,500万パーツ以上。
4.2 機械設備の生産または組み立て - 建設機械 - 農業機械 - 鉱業用機械	土地代と運転資本を除く資本投資額が300万パーツ以上。
4.3 機械または電気設備の生産または組み立て* - 変圧器	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。 (変圧器に関する条件) 1. 創業初年度より使用する原材料の80%以上(価格比)を国産部品でまかなうこと。 2. 法人所得税は免除されない。 (蛍光灯に関する条件) 全製品輸出されること。国内で販売する場合、投資委員会の許可が必要。
4.4 機械または電気設備の部品の生産 - 石油および天然ガス探用設備の生産、修理	土地代と運転資本を除く資本投資額が300万パーツ以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。 (条件) 法人所得税は免除されない。
4.5 車両部品の生産 ⁰⁾ * - ソリッドタイヤ - 気化器 - オートバイの生産または組み立て用エンジンおよび変速機	土地代と運転資本を除く資本投資額が300万パーツ以上。

⁰⁾ パンコク地区の工場は、汽車や電車の特別な構成部品または部品のみに限定する。(気化器に関しては、1981年6月15日迄に申請すること)
(オートバイの生産または組み立て用エンジンおよび変速機に関しては、1981年3月31日迄に申請すること)

奨励業種	規模および条件
- 輸出入用オイルフィルター、エ フィルター	(条件) 1. 全部輸出しなければならない。 2. 法人所得税は免除されない。
4.6 電子機器の生産または組み立て* - 無線送受信機 - 電子部品 - ラジオ、テレビ - テレレビ - 電子計算機 - 電子製品	土地代と運転資本を除く資本投資額が200万パーツ以上。 (条件) ラジオ、テレビ、電子計算機および電子製品は、全部または大部分を輸出しなければならない。
4.7 石油掘削用プラットフォームの生産	土地代と運転資本を除く資本投資額が1億パーツ以上。 (条件) 1. タイ側が登録資本の60%以上保有。 2. 工場はバンコク、ナコンパトム、ノンタブリ、パットンタニ、サムットプラカン、サムットサコン以外に建てられなければならない。

5. その他の産品

奨励業種	規模および条件
5.1 時計計または腕時計およびその部品の生産または組み立て*	土地代と運転資本を除く資本投資額が200万パーツ以上。
5.2 カメラの生産または組み立て*	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。
5.3 文房具、教材またはその部品の製造*	土地代と運転資本を除く資本投資額が200万パーツ以上。
5.4 スポーツ用品、楽器または玩具の製造*	土地代と運転資本を除く資本投資額が200万パーツ以上。 (条件) 輸出比率が50%以上。ただしテニスボール、フットボール、バスケットボール、バレーボールは例外。
5.5 医療機器、科学機器の製造	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。
5.6 プラスチックまたはプラスチック装置製品 -人工皮革	土地代と運転資本を除く資本投資額が300万パーツ以上。 全部または大部分が輸出されること。
5.7 装身具の製造または宝石のカットリングおよび研磨*	土地代と運転資本を除く資本投資額が200万パーツ以上。 (条件) 総売上高の80%以上を輸出すること。
5.8 傘の製造	土地代と運転資本を除く資本投資額が300万パーツ以上。 (条件) 1. 骨組み製造および完成品の組み立ての工程を含むこと。 2. 総売上高の50%以上を輸出すること。

奨励業種	規模および条件
5.9 ゴム材の製品	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。
5.10 レンズまたは眼鏡またはその部品の生産*	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーツ以上。 (条件) 総売上高の80%以上を輸出すること。
5.11 消火栓またはその部品の生産	土地代と運転資本を除く資本投資額が200万パーツ以上。
5.12 国際海上輸送用大型船の建造および修理 ^{02*}	土地代と運転資本を除く資本投資額が2億パーツ以上。 (条件) 1. 3,000~15,000総トンの船を年間10隻以上修理できること、および15,000総トンまでのあらゆる種類の船を建造できること。 2. 大型船の建造および修理に必要なドーム、ドック、機械工具類その他の設備を有すること。 3. 300人以上のエンジニア、技術者、職工を雇用すること。
5.13 国際海上輸送用小型船の建造および修理 ^{03*}	土地代および運転資本を除く資本投資額が5,000万パーツ以上。拡張プロジェクトについては、土地代および運転資本を除く資本投資額が2,000万パーツ以上。 (条件) 1. 500~3,000総トンの船を年間10隻以上修理できること、および投資委員会の許可した期間内であらゆる種類の船を建造できること。 2. 大型船の建造および修理に必要なド

^{02*} パンコク地区の工場は、小規模または中規模のみ。

^{03*} パンコク地区の工場は、小規模または中規模のみ。

奨励業種	規模および条件	奨励業種	規模および条件
5.14 兵器および弾薬の生産*	<p>ーム、ドック、機械工具類その他の設備を有すること。</p> <p>3. 100人以上のエンジニア、技術者、職工を雇用すること。</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1億パーセント以上。</p> <p>(例 外)</p> <p>弾丸の製造に因りては、土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーセント以上。</p> <p>(条 件)</p> <p>国防省または内務省の認可を受けること。</p>	5.22 手袋の生産*	<p>(条 件)</p> <p>1. タイ側が登録資本の51%以上を保有。</p> <p>2. 輸出比率が総売上高の50%以上。</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が300万パーセント以上。</p> <p>(条 件)</p> <p>総売上高の80%以上を輸出すること。</p>
5.15 天然繊維または合成繊維製品の製造	土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーセント以上。	5.23 研磨剤シーツ	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーセント以上。
5.16 タイヤコード	土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万パーセント以上。	5.24 輪出用マツチの製造*	土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーセント以上
5.17 織物のプリント	土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万パーセント以上。	5.25 輪出用造花および人造木*	<p>(条 件)</p> <p>1. タイ側が登録資本の51%以上を保有。</p> <p>2. 木材生産地の使用権は会社または会社の株主によって所有されなければならない。</p> <p>3. 全製品が輸出されること。</p> <p>4. 市場が存在することを投資委員会に対して立証すること。</p>
5.18 測定器および試験装置またはその部品の生産または組み立て*	土地代と運転資本を除く資本投資額が300万パーセント以上。	5.26 セロハン製造	土地代と運転資本を除く資本投資額が200万パーセント以上。
5.19 工具の生産*	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーセント以上。	5.27 スケールアイス (Scale Ice)	<p>拡張プロジェクトの場合は規模に関し投資委員会の認可が必要。</p> <p>(条 件)</p> <p>製品はすべて輸出すること。</p>
5.20 プレハブ住宅またはその部品の製造	土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーセント以上。		土地代と運転資本を除く資本投資額が500万パーセント以上。
5.21 ファスナーの製造*	土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーセント以上。		<p>(条 件)</p> <p>1. 製品は添装用として販売されること。</p>

奨励業種	規模および条件	奨励業種	規模および条件
5.28 鉄筋コンクリート船 (Ferro-cement ship) 建造	2. 工場は、投資委員会の認可にそって、海浜地域に設立すること。	-メタライズドベドペーパーまたはメタライズドプラスチックフィルムまたはその他のメタライズドフィルム	5. 法人所得税は免除されない。土地代と運転資本を除く資本投資額が4,000万バーツ以上。
5.29 靴下の製造	土地代と運転資本を除く資本投資額が300万バーツ以上。	-ポリスチレンフィルム	(メタライズドペーパーまたはメタライズドプラスチックフィルムまたはその他のメタライズドフィルムに関する条件) 1. 登録資本の60%以上をタイ側が保有。 2. 輸出比率が総売上高の40%以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万バーツ以上。
5.30 カーベットの製造	土地代と運転資本を除く資本投資額が500万バーツ以上。 (条件) 製品はすべて輸出すること。	-輸出用梱包および梱包材料	(ポリスチレンフィルム製品に関する条件) 1. 国内産原材料を使用すること。 2. 製造工程は、2軸志向であること。 3. 輸出比率が総売上高の30%以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が3,000万バーツ以上。
5.31 梱包製品の製造 - 段ボール - 段ボール箱 - クレープ紙製バッグ	土地代と運転資本を除く資本投資額が7,000万バーツ以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が3,000万バーツ以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が500万バーツ以上。 (条件) 1. タイ側が登録資本の100%を所有。 2. 段ボールに関しては、(基準重量の紙より) 1㎡あたり200gを割って満たす強度を備えなければならない。 3. 段ボール箱に関しては、3層以上の構造であること、および工業製品基準にそった強度を有すること。 4. クレープ紙製バッグに関しては、5層以上の構造を有すること。	- ラミネート・チューブおよびラミネート・ウェブ (Laminated tube and laminate web)	(輸出用梱包および梱包材料に関する条件) すべて輸出されること。 土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万バーツ以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が3,000万バーツ以上。 土地代と運転資本を除く資本投資額が300万バーツ以上。 (条件) 製品は、投資委員会の認可に従い、外国メーカーの技術協力による高品質のものでなければならない。 土地代と運転資本を除く資本投資額が1,500万バーツ以上。 (例外) 拡張プロジェクトの場合は、投資規模に関し投資委員会の認可を受けなければ
5.32 と石車		5.32 と石車	
5.33 粘着テープ製品		5.33 粘着テープ製品	
5.34 くつ底用ゴム製シートおよび樹脂接着剤の生産		5.34 くつ底用ゴム製シートおよび樹脂接着剤の生産	

奨励業種	規模および条件	奨励業種	規模および条件
5.35 布製紙	<p>ならない。</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 (条件)</p> <p>輸出比率が総売上高の80%以上。</p>	5.41 ソフト・ゼラチン・カプセルの製造	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 (条件)</p> <p>1. 投資委員会から特別に許可を得た場合を除き、使用される機械設備は最新式モデルで効率の良いものでなければならぬ。</p> <p>2. 負債と登録資本の割合が3:1。</p> <p>3. 法人所得税は免除されない。</p> <p>4. 現行税制外の特別な税制上の保証はない。</p>
5.36 刺しゅうをほどこした布製品	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万バーツ以上。 (条件)</p> <p>1. 全部輸出されること。</p> <p>2. 法人所得税は免除されない。</p>	5.42 小箱およびシューケース	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が300万バーツ以上。 (条件)</p> <p>1. 総売上高の90%以上を輸出すること。</p> <p>2. 法人所得税は免除されない。</p>
5.37 合成繊維製品	<p>新規プロジェクト: 土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万バーツ以上。 拡張プロジェクト: 資本投資額は投資委員会の認可を受けなければならぬ。</p>	5.43 住宅用板ガラス製品の製造	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 (条件)</p> <p>投資委員会の許可を得た場合を除き、輸出比率が年間総生産額の80%以上。</p>
5.38 非酪農クリーム製品	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万バーツ以上。 (条件)</p> <p>全売上高の80%以上を輸出しなければならない。法人所得税は免除されない。</p>	5.44 印刷用コート付アルミニウム板の生産	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 (条件)</p> <p>使用されるアルミニウム板はすべて国内産であること。</p>
5.39 スポーツシューズの製造	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 (条件)</p> <p>全売上高の80%以上を輸出すること。</p>	5.45 かみそりの刃と柄の生産	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。</p>
5.40 輸出入 aqueous electrolytic cell の外部または部品の生産	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 (条件)</p> <p>全部輸出されること。</p>	5.46 造船所	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が5億バーツ以上。 (条件)</p> <p>1. 6,000総トン以上の船を修理できる</p>

奨 励 業 種	規 模 お よ び 条 件	奨 励 業 種	規 模 お よ び 条 件
<p>5.47 絹糸、織物の染色</p> <p>5.48 船舶の処理</p> <p>5.49 輸向け製品の製造</p> <p>5.50 輸出席既服の生産</p>	<p>乾ドックのあること。また2万総トンまで拡張できること。</p> <p>2. 登録資本が1億ペーヅ以上。</p> <p>3. タイ側は当初登録資本の30%以上を保有、奨励許可証発行後11年以内に51%以上に増大しなければならぬ。</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万ペーヅ以上。</p> <p>(条 件)</p> <p>1. 登録資本の51%以上をタイ側が保有。</p> <p>2. 税制、関税面での優遇措置はない。</p> <p>3. 機械設備はすべて新しく最新式であること。</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万ペーヅ以上。</p> <p>(条 件)</p> <p>1. 解体用輸入船舶をドックに入れる許可申請に際しては、港務部の規則に従うこと。</p> <p>2. 工場はアラチャプキリカーンより南の海岸沿岸に位置すること。</p> <p>3. 投資委員会の認可を受けた埠頭、機械、設備のあること。</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が100万ペーヅ以上。</p> <p>(条 件)</p> <p>1. 2年目は、総売上高の50%以上を輸出、3年目からは80%以上を輸出すること。</p> <p>縫製による生産の場合： 土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万ペーヅ以上。 編み物による生産の場合：</p>		<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万ペーヅ以上。</p> <p>(条 件)</p> <p>1. 全製品輸出すること。採集後3年目からは非割当て制の下で輸出される製品の額が、縫製の場合は全輸出高の30%以上、編み物工程の場合は全輸出高の50%以上であること。</p> <p>上記の割当て制の対象でない製品とは、採集開始以前にその様に立言されたもので開始後割当て制の対象になっても依然同様に見なされる。</p> <p>2. 縫製工程によるプロジェクトはプレス・ルームを備え、編み物工程によるプロジェクトはジャカード式織機を設置すること。</p> <p>3. 割当て申請に際しては外国貿易部の規則に従い、過分の割当てを要求しないこと。</p> <p>4. 会計年度中獲得した外貨純高は全収入の30%以上であること。</p> <p>5. プロジェクトに使用されるすべての資本設備、予備部品などは新品であること。</p> <p>6. 法人所得税は免除されない。</p> <p>7. 外国市場の認定に際し、プロジェクト申請者は効率性と技術を証明する文書を投資委員会に提出し、認可を受けなければならない。</p> <p>8. 既存の工場の効率向上を目的とした投資プロジェクト、既に割当て制のない諸国へ輸出している投資プロジェクトは投資奨励の対象となり、上記1-7の条件には関係なくケースバイケースで投資委員会の審査を受けられる。</p>

奨 励 業 種	規 模 お よ び 条 件	奨 励 業 種	規 模 お よ び 条 件
<p>一 輸出用背広の生産</p>	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万パーツ以上。 (条 件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全製品輸出すること。採算3年目からは割当て制のない国への輸出を含め、非割当て制の下で輸出される製品の額が、全輸出額の30%以上であること。 2. 上記の割当て制の対象でない製品とは、採算開始以前にその様に宣言されたもので、開始後割当て制の対象になっても依然同様にみなされる。 3. プレス・ルームを備えること。 4. 割当て申請に関しては外国貿易部の規則に従い、過分の割当てを要求しないこと。 5. 会計年度中獲得した外貨純高は、全収入の30%以上であること。 6. プロジェクトに使用されるすべての資本設備、予備部品などは新品であること。 7. 法人所得税は免除されない。 8. 外国市場の認定に際し、プロジェクトの効率性と技術を証明する文書に因り、投資委員会を満足させること。 	<p>5. 53 輸出用海産物缶詰の生産</p>	<p>2. 全製品輸出すること。 3. 投資委員会に認可された最新式生産過程をとること。 4. 法人所得税は免除されない。</p> <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。ただしまぐろ缶詰の場合は土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万パーツ以上。 (条 件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 2. 全製品輸出すること。 3. プロジェクト用原材料が十分あることとを投資委員会に説明できること。 4. 輸出業経営の専門的知識、外国市場の認定に因り、投資委員会を満足させること。
<p>5. 51 ファイバーグラス強化プラスチックボードの建造</p> <p>5. 52 最新技術による蒸し米の生産</p>	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。 (条 件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の51%以上を保有。 2. 全売上げ高の80%以上を輸出すること。 <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万パーツ以上。 (条 件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 	<p>5. 54 紡 績 業</p> <p>5. 55 織物工業または編み物業</p>	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万パーツ以上。 (条 件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品はすべて輸出されること。または、工場を輸出加工区に設置するかまたは、保税倉庫とすること。 2. 法人所得税は免除されない。

6. サ ー ビ ス

奨 励 業 種	規 模 お よ び 条 件	規 模 お よ び 条 件
6.1 工業団地	<p>500ライ以上の地域。 (条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 団地の65%以上を工場に使用できる。 2. 残りの土地は他の目的に使用できる。 3. 道路の基準： <ol style="list-style-type: none"> 3.1 主要道路 二方通行道路は、道路用地が18メートル以上、舗装道路が12メートル以上、路肩がそれぞれ3メートル以上であること。 3.2 二次道路 舗装道路が8.5メートル以上、路肩が2メートル以上。 4. 下水汚物および汚水処理システム 下水汚物と汚水の処理は別々に行われ、その過程に関し投資委員会の許可を得ること。 5. ごみ処理 適当な集積所と焼却場を有すること。 6. 団地の使用法 工業地帯は住宅地域やその他の地域と分離されていること。 7. 煙公害を出す工場 工業団地内に於けるこの様な工場設立は、投資委員会の許可を必要とする。 8. 公共設備 適切な電気、水、電話、郵便局を備えなければならない。 9. 期限 奨励許可証交付後2年以内に、全団地の25%に公共設備が整わなければならない。 	<p>1. 都市地域では、新築の場合は部屋数が80室以上、増築の場合は40室以上。</p> <p>2. 都市地域外では、新築の場合は部屋数が50室以上、増築の場合は30室以上。 (バンコク市外のホテルに関する条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資ローンと支払い済登録資本の割合が、3：1以上にしないこと。 2. 寝室 <ul style="list-style-type: none"> -15メートル以上。 -各バスルームは4メートル以上。 -どの部屋にも50%以上の冷暖房設備を備えていること。 -すべての部屋に電話のあること（内線と外線）。例外は投資委員会の認可が必要。 3. ダイニングルーム-ホテルのサイズに対応した広さ。 4. 待合室-ホテルのサイズに合った広さ。 5. ロビー-ホテルのサイズに合った広さ。 6. 台所-近代的な台所道具を備えること。 7. 湯・水メーター-ホテルのサイズに合った大きさ。 8. エレベーター-4階以上の建物は部屋数に応じたサイズのエレベーターを備えること。 9. 全室に避難ばしご、消火器、火災報知機を備えること。 <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万バーツ以上。奨励企業の拡張の場合は、土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万バーツ以上。</p>
6.2 ホテル	<p>バンコク市内のホテル (1981年9月7日以来リストから削除)</p> <p>バンコク市外のホテル</p>	<p>6.3 水上運輸</p> <p>6.4 自動車駐車場*</p> <p>自動車 200台以上駐車可能なビルディング。</p>

奨励業種	規模および条件	奨励業種	規模および条件
6.5 車、機械、エンジンの修理サービス*	<p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の場所、設計基準、デザインはパンコク市と投資委員会の認可が必要。 土地代と運転資本を除く資本投資額が500万バーツ以上。 		<p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 荷の揚げ下ろしのシステムは、投資委員会の認可を受けること。 2. 荷の揚げ下ろし量は、1時間あたり200トン以上。
6.6 倉庫業	<ul style="list-style-type: none"> 土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 	6.10 映画制作	<ul style="list-style-type: none"> 土地代と運転資本を除く資本投資額が500万バーツ以上。 <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> タイ側が登録資本の60%以上を保有。
6.7 病院	<p>パンコク市内では、ベッド数が50以上。増築の場合は、増設ベッド数が50以上。パンコク以外ではベッド数が25以上。増築の場合、増設ベッド数が25以上。</p> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 建築は投資委員会の認可が必要。 2. 優秀な医師と看護婦のいること。 3. パンコク市内の場合、2台以上の救急車のあること。パンコク以外では、1台以上の救急車のあること。 4. 24時間サービスのすること。 5. サービスに必要なすべての部屋を備えること。 6. 2階以上の建物は、ベッドや車椅子のいるエレベーターを備えること。 7. 消火システムを備え、非常火災避難装置が一つ以上あること。 8. 適切な駐車場のあること。 	6.11 観光促進サービス - 観光船 - 水中乗艇 - 観光客用の宿泊施設やその他の設備を備えたマリナー	<ul style="list-style-type: none"> 土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 登録資本の70%以上をタイ側が保有。 2. 乗客用の適切な船室、設備、安全装置を装備すること。 <ul style="list-style-type: none"> 土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。 <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 最低100隻の係留能力を備えていること。 2. セット販売を行うこと。 3. 販売の大半は、外国人観光客向けであること。 <ul style="list-style-type: none"> 土地代と運転資本を除く資本投資額が2億バーツ以上。 <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 部屋数が200室以上。 2. セット販売を行うこと。 3. 販売の大半は外国人向けであること。
6.8 冷凍貯蔵所 ⁰⁴ *	<ul style="list-style-type: none"> 土地代と運転資本を除く資本投資額が500万バーツ以上。 	6.12 X線コンピュータ・サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> 土地代と運転資本を除く資本投資額が2億バーツ以上。 <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 最低1人の放射線技師が24時間常駐していること。
6.9 海上輸送用荷揚げ荷下ろし施設*	<ul style="list-style-type: none"> 土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万バーツ以上。 		<ul style="list-style-type: none"> 資本投資額に関し投資委員会の認可を得ること。 <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 最低1人の放射線技師が24時間常駐していること。

⁰⁴ 冷凍用食品の移動または洗荷は、パンコク以外の場所で行われなければならない。

奨励業種	規模および条件	奨励業種	規模および条件
6.13 国際商業取引*	<p>2. "全身"型のコンビンヒューター-X線機械を備えなければならない。</p>	6.18 天然ガス輸送	<p>3. 包装工程は投資委員会の認可を受けらるること。</p>
6.14 穀物乾燥とサイロ	<p>創業時の払込登録資本が3,000万パーツ以上、操業開始後3年以内に5,000万パーツ以上に増額されること。</p> <p>最初のプロジェクトのサイロの全容量が5,000トン以上。拡張プロジェクトの場合は、新旧プロジェクトを合計した場合の穀物乾燥量とサイロ容量の割合は投資委員会の認可に添ってバランスがとれていること。</p> <p>(条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の70%以上を保有。 2. 工場はバンコク首都圏外に位置すること。 	6.19 コンベンションホール	<p>天然ガス輸送量が日産5,000万立方フィート以上。</p> <p>2,000席以上あること。</p> <p>(条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資委員会の認可に添ったコンベンション用設備、施設を備えていること。 2. 設計図と建物は投資委員会に許可されなければならない。
6.15 近代的精米	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が5,000万パーツ以上。</p> <p>(条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の全部を保有。 2. 精米能力が1日当たり1,000トン以上。 3. 燃料またはエネルギーとしての椰がらの使用は奨励企業に対してのみ許可される。 	6.20 農産品の品質分類	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万パーツ以上。</p> <p>(条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 2. 機材に対する輸入税および事業税が免除される。
6.16 コンテナの修理、維持および備品交換	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が3,000万パーツ以上。</p> <p>(条件)</p> <p>プロジェクトは修理サービスを行う工場の含まれていること。</p>	6.21 フェリー・サービス	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。拡張プロジェクトの場合は、土地代と運転資本を除く資本投資額が300万パーツ以上。</p>
6.17 輸出入野菜および果物の近代的包装	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万パーツ以上。</p> <p>(条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の60%以上を保有。 2. 全部輸出すること。 	6.22 輸出入製品に対する殺菌サービス	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が2,000万パーツ以上。</p> <p>(条件)</p> <p>タイ側が登録資本の60%以上を保有。</p>
		6.23 高性能船舶サービス	<p>土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万パーツ以上。</p> <p>(条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ側が登録資本の70%以上を保有。 2. 1,500馬力以上の船を使用すること。 3. 船のコンベンションに関し、信頼で

奨励業種	規模および条件	奨励業種	規模および条件
6.24 農産品輸出地域	<p>4. 法人所得税は免除されない。</p> <p>プロジェクトの面積は、500ライ(2.5ライ=1エーカー)以上で、土地代と運転資本を除く資本投資額が1,000万バーツ以上。(条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> プロジェクトは、投資委員会の許可を受けた場所で行われなければならない。そして、政府が建設を禁止している場所、又は都市計画法に違反する場所に設立してはならない。 輸出入農産品加工用地は、総面積の60%を超えてはならない;居住と他の商業用地は、総面積の15%を超えてはならない;開発公益事業用地は、総面積の25%以上でなければならない。輸出入農産品加工用地は、上述の他の用地と分離されていること。 電気、水道等のサービス・設備と通信システムは、地域の需要に充分な設備を用意しなければならない。及び、セントラルサービスユニットは、投資委員会の認可通りに、地域運営を促進するために実施されなければならない。 プロジェクト地域内の道路は、下記に示された最低基準に合わせて造られなければならない。 4.1 双方通行の主要道路は、18メートル以上の幅(各々3メートル以上の路肩を持つこと)。 一方通行の道路は、13メートル以上の幅(各々3メートルの路肩を持つ7メートル以上の路肩を持つこと)。 		
		6.25 石油化学工業用のサービスタワー	<p>規模および条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 4.2 二次道路は、各々2メートルの路肩を持つ8.50メートル以上の路面であること。 主要道路は、政府関連機関の認可を持つ輸送を容易にする為に、国道又は港に連結して造られること。 周囲の公害管理と防止のための設備を備えること。 プロジェクト地域内の公益事業は、常時適切に維持されること。 投資奨励証明書発行の日から2年以内に、総面積の25%が、完全に開発された公益事業を持たなければならない。 <p>土地代と運転資本を除く資本投資額が、10億バーツ以上。</p>

投資奨励の対象からはずされた業種
(1986年11月30日現在)

業種	BOIの発表
グループ1. 農産品	
1.1 大規模農耕	<ul style="list-style-type: none"> - "コーヒー栽培園"は1983年8月31日より一時的に除外。 - "しゅろ油栽培園"は1984年5月16日より一時的に除外。
1.2 農産品加工	<ul style="list-style-type: none"> - "パン製造用イースト"は1978年1月17日より除外。 - "タバコ製品の保存"は1981年4月27日より除外。
1.3 食品の加工または保存	<ul style="list-style-type: none"> - "インスタントめん"は1977年6月17日より除外。 - "パイナップル缶詰"は1978年11月22日より除外。 - "酒産物缶詰"は1980年11月7日より除外。
1.4 動物用飼料	<p>チャチャアンサオ, パトンタニ, チョンプリ, ナコンパトナム, アユタヤ, サムトプラカン, サムトサコンに位置する場合は, 1978年5月26日よりリストから除外。 ノンタブリに位置する場合は1978年8月23日より除外。</p>
1.5 農産品からの製油	<ul style="list-style-type: none"> - "しゅろ油生産"は1984年5月16日より除外。
1.6 コーン製品	<ul style="list-style-type: none"> - "とうもろこし粉"は1981年8月10日より除外。
1.8 コム製品	<ul style="list-style-type: none"> - "再生ゴム"は1981年4月27日より除外。

業種	BOIの発表
グループ2. 鉱物・金属および陶器	
1.10 動物性産品	<ul style="list-style-type: none"> - "ゼラチン製品"は1981年6月29日より除外。
2.2 探鉱または選鉱	<ul style="list-style-type: none"> - "モナズ鉱"は1977年12月21日より除外。 - "錫の溶滓"は1980年6月27日より除外。 - "アノモニアペラタングステン製造のための化学工程によるタングステン加工"は1984年3月21日より除外。 - "研磨済み大理石"は1985年1月10日より除外。
2.3 精錬	<ul style="list-style-type: none"> - "錫の精錬"は1978年3月15日より除外。
2.4 金属加工	<ul style="list-style-type: none"> - "電話ケーブル"は1979年6月28日より除外。 - "ワイヤロープ"は1979年10月29日より除外。 - "亜鉛引き鍛鉄"は1980年7月21日より除外。 - "銅および真鍮製品"は1981年4月27日より除外。 - "鋼棒エナメル加工"は1981年8月10日より除外。 - "アルミニウム突出し"は1977年12月21日より除外。 - "はんだワイヤ, はんだ棒"は1982年7月19日より除外。 - "P.C. ワイヤ, P.C. strand ワイヤ"としてLaw Relaxation P.C. strand ワイヤ製品は1985年7月13日より除外。

業 種	BOIの発表
2.5 薬 品	<ul style="list-style-type: none"> - "断熱材"は1982年3月31日リストから除外。 - "ガラスびん製造"は1979年3月29日リストから除外。 - "セメント製品"は1983年7月18日リストから永久に除外。 - "ホワイトセメント"は1979年11月26日付BOI発表により一時的に除外。 - "釉薬をかけた陶器"は1983年8月31日リストから一時的に除外。 - "クリスタルガラス、耐熱ガラス以外のガラス製品"は、1985年10月16日付BOI発表により一時的に除外。
グループ3. 化学薬品および化学製品	
3.1 化学 品	<ul style="list-style-type: none"> - "液体酸素、窒素、アルゴン"は1978年3月15日リストから除外。 - "液体二酸化炭素およびドライアイス"は1978年2月9日リストから除外。 - "水酸化アルミニウム"は1978年5月26日リストから除外。 - "酸化亜鉛"は1979年8月27日リストから除外。 - "リリん酸ナトリウム"は1979年8月13日リストから除外。 - "液体二酸化炭素"は1979年10月29日リストから永久に除外。 - "くえん酸"は1981年6月10日リストから除外。 - "純粋エチルアルコール"は1983年1月28日リストから一時的に除外。 - "活性炭"は1985年8月14日リストから一時的に除外。
3.4 石油化学製品	<ul style="list-style-type: none"> - "アスファルト乳剤"は1982年7月19日リストから除外。

業 種	BOIの発表
3.5 薬品製造	<ul style="list-style-type: none"> - "アンプリジリン(Amplicillin)は1982年3月29日リストから除外。
3.7 塗料または類似品	<ul style="list-style-type: none"> - "印刷用インキ"は1979年10月29日リストから除外。 - "織物用染料およびプリンティンキ"は1980年11月7日リストから除外。
3.8 紙	<ul style="list-style-type: none"> - "クラフトペーパー、エクステンジブル・クラフトペーパー、新聞用紙、和紙、紙巻きタバコ用紙、航空便せん用紙"は1984年10月4日リストから除外。
3.11 アセチレン・ブラック	<ul style="list-style-type: none"> - 1980年9月13日リストから除外。
グループ4. 機械および電気設備	
4.2 機械設備の生産または組み立て	<ul style="list-style-type: none"> - "農業機械"は1978年9月28日リストから除外。
4.3 機械または電気設備の生産または組み立て	<ul style="list-style-type: none"> - "扇風機生産"は1978年11月22日リストから除外。 - "電気炊飯器"は1979年8月27日リストから除外。
4.4 機械または電気設備の部品の生産	<ul style="list-style-type: none"> - "モーター・コンプレッサー"は1979年6月28日リストから除外。
4.5 車両部品の生産	<ul style="list-style-type: none"> - "板ばね"は1978年3月15日リストから除外。
グループ5. その他の産品	
5.1 時計または腕時計およびその部品の生産または組み立て	<ul style="list-style-type: none"> - "国内向けステンレス製時計バンドおよびビニールバンド"は1978年6月8日リストから除外。

業 種	B O I の発表	業 種	B O I の発表
5.3 文具、教材またはその部品の製造	<ul style="list-style-type: none"> - "ポールペン"は1979年1月29日リストから除外。 - "謄写板原紙"は1979年8月28日リストから除外。 		<ul style="list-style-type: none"> - 2日リストから除外。 - ケットバトン、ブーケット両県に位置するものに関しては1982年3月29日リストから除外。
5.6 プラスチックまたはプラスチック被覆製品	<ul style="list-style-type: none"> "プラスチックシートおよびプラスチック被覆物"は1980年11月7日リストから除外。 		<ul style="list-style-type: none"> - ウルトラディットに位置するものに関して、1984年10月10日リストから除外。 - アンバーズンガイコック、ナラチワット両県に位置するものに関しては1984年10月19日リストから除外。
5.12 国際海上輸送用大型船の建造および修理	<ul style="list-style-type: none"> 1984年1月25日リストから一時的に除外。 		<ul style="list-style-type: none"> - ブーケット県に位置するものに関しては1978年6月8日リストから除外。
5.14 兵器および弾薬の生産	<ul style="list-style-type: none"> 1983年9月28日リストから永久に除外。 		<ul style="list-style-type: none"> - アンバームアム、ナコンラーチャーマ一県に立地するものは、1984年12月19日リストから除外。
5.16 タイヤコーダの製造	<ul style="list-style-type: none"> 1984年1月25日リストから一時的に除外。 		<ul style="list-style-type: none"> - ウドントタニ県に立地するものは、1985年3月13日リストから除外。
5.18 測定器および試験設備またはその部品の生産または組み立て	<ul style="list-style-type: none"> - "キョフワット電力計の生産"は1979年3月29日リストから除外。 - "1インチ以下の水深測定器"は1982年8月6日リストから除外。 		<ul style="list-style-type: none"> - アンバームアム、チェンマイ県に立地するものは、1985年4月10日リストから除外。
5.21 ファスナーの製造	<ul style="list-style-type: none"> 1981年9月7日リストから一時的に除外。 		<ul style="list-style-type: none"> - サットン県に立地するものは、1985年4月10日リストから除外。
5.31 梱包材料の製造	<ul style="list-style-type: none"> - "ポリプロピレン"は1983年1月31日リストから一時的に除外。 		<ul style="list-style-type: none"> - パタニ県に立地するものは、1985年7月17日リストから除外。
5.50 輸出用既製服の生産	<ul style="list-style-type: none"> - 1985年2月13日リストから一時的に除外。 		<ul style="list-style-type: none"> - チェンライ県に立地するものは、1985年11月26日リストから除外。
6.2 ホテル	<p style="text-align: center;">グ ル ー プ 6 . サ ー ビ ス</p> <ul style="list-style-type: none"> - バンコク地域内では、1981年9月7日リストから除外。 - カンバンベットに位置するものに関して、1978年4月19日リストから除外。 - ビッサスロークに位置するものに関して、1978年11月22日リストから除外。 - コーンケンに位置するものに関しては1980年9月12日リストから除外。 - バンコク空港付近のホテルは1981年12月 		<ul style="list-style-type: none"> - アンバームアムアム、ローイ県に立地するものは、1986年4月16日より3年間リストから除外。 - アンバームアムアム、アムンタム、アムンタムに立地するものは、1986年4月16日より3年間リストから除外。 - アンバームアムアム、ヤリトーン県に立地するものは、1986年4月16日より3年間リストから除外。 - ロックリ原に立地するものは、1986年9月17日より3年間リストから除外。 - アンバーバーン、ソンクラ一県に立地

1981年7月14日付科学技術エネルギー省発表により、下記の活動に従事する場合は国家環境委員会に報告、公啓予防措置に関する許可を得なければならぬ：

業 種	BOIの発表
6.5 車、機械、エンジンの修理サービス	するものは、1986年10月17日より3年間リストから除外。 -アンバーチャーム、ベッチブリー-県に立地するものは、1986年10月17日より3年間リストから除外。
6.8 冷蔵貯蔵所	1979年1月29日付投資委員会発表№1/2522によりリストから除外。
6.9 海上輸送に対する荷役げ荷下ろし	- 1986年10月17日リストから永久に除外。 - 1984年10月10日リストから除外。
6.10 映画制作	- "現像、録音、フィルム複製"は1978年2月9日リストから除外。 - "テレビジョンシステムによるフィルム複製"は1984年11月14日リストから除外。
6.12 X線コンピュータ・サービスセンター	- パンコク、チェンマイ、ビッサスローク、コーンケン、ナコンラーチャンマー、チョンブリ、ソククラの名所に立地するものに因しては、1986年10月17日リストから一時的に除外。
6.13 国際取引企業の活動	1981年3月2日リストから除外。

プロジェクトまたは活動	規 模
- 一川、海岸、湖、国立公園付近等、付近の環境に影響を与える可能性のある場所に建設されるホテルまたはリゾート	80室以上
- 鉱業法に定められた鉱業	あらゆる規模
- 工業団地法に定められた工業団地	あらゆる規模
- 石油化学工業	石油精製および/または天然ガス分離過程で出来た物質を利用し、日産100トン以上生産
- 石油精製	あらゆる規模
- 天然ガス分離または加工産業	あらゆる規模
- NaClを原料とするNa ₂ CO ₃ 、NaOH、HCl、Cl ₂ 、NaOCl、さらし粉の生産	合計生産量が日産100トン以上
- 鉄および/または鋼鉄業	原料に鉄鉱石および/または鉄くずを使用し、日産100トンの生産能力を持つか5トン以上の溶鉱炉を所有
- セメント業	あらゆる規模
- 金属の精錬および鋳造	日産50トン以上の生産能力
- 紙パルプ業	日産50トン以上の生産能力

**TAX AND DUTY COMPENSATION OF EXPORTED GOODS
PRODUCED IN THE KINGDOM ACT.**

B.E. 2524 (1981)

*** * * * ***

BHUMIBHOL ADULYADEJ, REX.

Given this 9th August B.E. 2524 (1981)

Being the 36th year of the present Reign.

Whereas it is deemed expedient to have a law governing the compensation of tax and duty on the exported goods produced in the Kingdom:

Section 1. This Act shall be called : "Tax and Duty Compensation on Exported Goods Produced in the Kingdom Act B.E. 2524 (1981)"

Section 2. This Act shall come into force on the day following the date of its publication in the Government Gazette.

Section 3. All other laws, rules, notifications or regulations on the part provided herein or contradictory to or in consistent with this Act shall be superseded by this Act.

Section 4. In this Act:

"Goods" means the goods produced in the Kingdom.

"Produce" means the assembly, conversion, transformation or any process made to create the goods regardless of any methods.

"Exportation of the goods" means:

- (1) The exportation of the things under the law governing the customs,
- (2) The selling of goods to the administrations or state enterprises under the Loan Projects or Foreign Aids as prescribed by the Committee under Section 11 (7),
- (3) The selling of goods classified into categories in the Chapter governing the things exempted from tax and duty under the law on Customs Tariff to the International Organizations or any Work Units with the right to import such goods into the Kingdom as prescribed by the Committee under Section 11 (8).

"Compensation Money" means the money to be paid in compensation of the tax and duty on the production cost of the exported goods to the persons with the right to receive the compensation money in the form of Tax Card.

"Persons with the right to receive compensation money" means the exporters of the goods under this Act.

"Committee" means the Committee Considering the Compensation of Tax and Duty on the Exported Goods Produced in the Kingdom.

"Competent Authority" means the persons appointed by the Minister to have charge and control of this Act.

"Director-General" means the Director-General of the Customs Department.

"Minister" means the Minister in charge of this Act.

Section 5. There shall be a Committee Considering the Compensation of Tax and Duty on the Exported Goods Produced in the Kingdom comprising of the Under-Secretary of State for

Finance as Chairman, Director-General of the Customs Department, Director-General of the Fiscal Policy Office, Representative of the Ministry of Agriculture and Co-operatives, Representative of the Ministry of Commerce, Representative of the Ministry of Industry and another qualified persons not more than 4 persons appointed by the Council of Ministers as Committee Members.

The qualified committee members shall not be political civil servants, shall not hold any position in politics, shall not be committee members or the persons holding responsible in the administration of political party or persons with direct interest in the business which may be entitled to compensation money.

The committee may appoint any person to be Secretary to the Committee.

Section 6. The Committee Members appointed by the Council of Ministers shall hold office for a term of two years at a time, the retired Committee Members may be reappointed.

The Committee Members who retired by rotation shall carry on their duties until the new appointment.

Section 7. Other than retirement by rotation under Section 6, the Committee Members appointed by the Council of Ministers shall retire upon:

- (1) Death
- (2) Resignation
- (3) Dismissal by the Council of Ministers
- (4) Being a bankrupt
- (5) Being incapable or quasi incapable person
- (6) Being sentenced to imprisonment at the final judgement except for offence committed through carelessness or petty offence.
- (7) Falling under the description prohibited under Section 5, paragraph two.

In the event of there being an appointment of Committee Members during the time the Committee Members already appointed still holding their office, regardless of whether it be appointment of Committee Members in addition or replacement, the said appointed Committee Members shall hold office equals to the remaining term of office of the Committee Members already appointed.

Section 8. The Meeting of the Committee shall require the Committee Members to attend the Meeting of not less than half of the total number of the Committee Members to form a quorum.

The decision of the Meeting shall be by majority of votes. Each Committee Member has one vote. In case of a tie, the Chairman of the Meeting is entitled to another deciding vote.

Section 9. In holding the Committee Meeting, if the Chairman is absent or is unable to attend the Meeting, the attending Committee Members shall elect one among them to preside.

Section 10. The Committee shall have the power to appoint Sub-committee to carry out any act as assigned by the Committee.

Section 8 and Section 9 shall apply in the Meeting of the Sub-committee.

Section 11. The Committee shall have the following powers and duties:

- (1) To fix the rates of compensation money for the type or category of certain goods entitled to compensation money.
- (2) To fix the type and/or categories of the goods not entitled to compensation money under Section 12 (3).
- (3) To repeal or amend the rates of compensation money.
- (4) To fix the basis, procedures, conditions and time for payment of compensation money.
- (5) To fix the tax and duty the persons with the right to receive the compensation money to bring the Tax Card to pay tax and duty under Section 18 (4).
- (6) To fix the tax and duty exempted from payment of compensation money under Section 13 (5).

- (7) To lay down the basis in selling the goods to the administrations or state enterprises under the Loan Projects of Foreign Aids which shall be regarded as the export of the goods under this Act, however, the total amount of the cost of the said goods or part thereof shall be paid from the loan money or foreign aids.
- (8) To prescribe the category of the goods classified into categories in the Chapter governing the things exempted from duty under the law governing the Customs Tariff sold to any International Organizations of Work Units with the right to import the said goods into the Kingdom which are regarded as the export of the goods under this Act.
- (9) Other powers and duties as prescribed in this Act.

The exercise of the powers under (1), (2), (3), (4), (5) and (6) will be made upon approval has been obtained from the Council of Ministers and published in the Government Gazette.

Subject to Section 16, paragraph two, the announcement of the rates of compensation money under (1) shall be effective on the day prescribed in the announcement but it shall not be enforced prior to the date of its publication in the Government Gazette.

Section 12. Upon the Committee having fixed the rates of compensation money under Section 11 (1), the exportation of the goods shall be entitled to compensation money under this Act with the Exception of the following goods which are not eligible for compensation money.

- (1) Minerals under the law governing minerals.
- (2) Goods subject to tax and duty or fees when exported.
- (3) Goods prescribed by the Committee not entitled to compensation money.

Section 13. Tax and duty to be prescribed entitling the compensation money are tax and duty in the value of the materials, equipments, spare parts, mechinery, fuels and other energy used in the production of the said goods but excluding:

- (1) *Income Tax*
- (2) Royalties or other charges collectible from the natural resources
- (3) Tax and duty refundable according to the law except in the case of not exercising the right to apply for the refund according to the law and the Committee deems it appropriate to enjoy the compensation money.
- (4) Tax and duty collected by the local administration as the revenues of the local administration.
- (5) *Tax and duty as prescribed by the Committee.*

Section 14. The fixing of the rates of compensation money shall be prescribed in general except in special cases when the rates of compensation will be fixed differently from the general rates as deemed appropriate.

The fixing of the rates of compensation money under paragraph one shall be made according to the condition, export price according to the category of the Customs Tariff or according to the type of category of the things exported or by other means.

In the case of fixing according to the export price, the export price under the law on custom will be regarded as the export price except in the case there is a fixing of average price in accordance with the basis prescribed by the Minister when the said average shall be regarded as the export price and the average price prescribed shall not be enforced for more than one year.

Section 15. The Customs Department, the Revenue Department and the Excise Department shall set aside the tax and duty collected or received by the said administration for use as payment of compensation money with no need to remit as the revenue of the state under the laws governing the budget and treasury reserves, however, it shall be according to the basis and conditions prescribed by the Minister.

The setting aside of tax and duty under paragraph one shall not exceed one per cent of the tax and duty collected or received, except in the case of reasonable ground, the Minister will order to set aside more than one per cent but it shall not be more than two per cent.

Section 16. Any person wishing the Committee to fix the rates of compensation money for the goods not yet prescribed, shall submit an application to the Committee to fix the rates of compensation money for such goods according to the regulations laid down by the Committee.

In submitting the application under paragraph one the Committee may announce the rates of compensation money retroactively, but it will not be for the goods exported more than six months prior to the date of submission of the application.

Section 17. In applying for compensation money, the persons with the right to receive compensation money who desire to receive the compensation money shall submit application for compensation money according to the form and procedures prescribed by the Customs Department and it shall be submitted within one year from the date of export of the goods, except in the case where there has been the fixing of the rates of compensation money retroactively under Section 16, paragraph two, the persons with the right to receive compensation money for the goods exported prior to the date of publication of the rates of compensation money in the Government Gazette shall submit the application within one year from the date of the said publication.

Section 18. The payment of compensation money shall be in accordance with the basis, procedures, conditions and period of time laid down by the Committee under Section 11 (4) where by the Customs Department shall pay the Tax Cards so that the persons with the right to receive compensation money may make use of the said Tax Cards for payment of tax and duty as herebelow:

(1) Tax and duty collectible by the Customs Department, the Revenue Department or the Excise Department whereby the persons with the right to receive compensation money are obliged to pay.

(2) Deduct tax at the source of payment whereby the persons with the right to receive compensation money are obliged to make remittance according to the Revenue Code.

(3) Tax and duty collected by the Customs Department, the Revenue Department or the Excise Department on behalf of other local administrations whereby the persons with the right to receive compensation money are obliged to pay.

(4) Other tax and duty the Committee deems it appropriate to make use of the Tax Cards for payment.

Section 19. There are two types of Tax Cards, i.e.

(1) The type with the price, and

(2) The type without the price.

The design, description, price and particulars of the Tax Cards shall be as prescribed in the Ministerial Regulations.

Section 20. The Tax Cards shall be valid for three years from the date of issuance. If the Director-General deems it appropriate, consideration may be given to extend the period of the Tax Cards in the following cases:

(1) The persons with the right to receive compensation money are unable to make use of the Tax Cards received to pay any tax and duty because of being the persons exempted from payment of tax and duty under the law governing investment promotion.

(2) The persons with the right to receive compensation money are unable to make use of the Tax Cards received within the time prescribed in the said Tax Cards.

The extension of the time of the Tax Cards under paragraph, the Director-General shall consider the extension for three years at a time and the extension shall not be made for more than two times.

The application for extension of the time of the Tax Cards shall be made prior to the date of the expiry of the Tax Cards and it shall be made in accordance with the regulations prescribed by the Customs Department.

Section 21. In case the persons with the right to receive compensation money deem it that they will not be able to make use of the Tax Cards, they may request for approval from the Director-General to transfer the right in the Tax Cards to other persons by submitting the application according to the basis and procedures laid down by the Customs Department. The application for the transfer of the right under this Section shall be made before the issuance of the Tax Cards.

Section 22. The Tax Cards issued shall be the Tax Cards mentioning the names of the bearers and are non-transferable provided with the approval from the Director-General in the following cases:

(1) The transfer to the heir who receives the transfer of the business of the person whose name appeared in Tax Cards who died.

(2) The transfer to the person who receives the transfer of the business of the person whose name appeared in the Tax Cards to carry on the business.

(3) The transfer to new company or juristic partnership arising from the amalgamation between the juristic person with the name in the Tax Cards and other juristic person.

In the case of an approval under (4), the Director-General will only give approval upon receipt of the consent from the Committee.

Section 23. The transferee under Section 22 (1) shall produce the Tax Cards of the transferer to apply for the change of the new Tax Cards within the validity of the Cards as prescribed in the former Tax Cards or within one year from the day the person whose name appeared in the Tax Cards had died whichever is the later date.

With regard to the transferee under Section 22 (2), (3) or (4), the Tax Cards of the transferer shall be produced for the exchange of new Tax Cards within the time validity of the Cards as prescribed in the former Tax Cards provided in the case the Director-General deems it appropriate to grant relaxation to apply for exchange of the new Tax Cards within sixty days from the date of expiry of the Tax Cards.

The new Tax Cards issued shall be valid equals to the validity of the former Tax Cards and may be extended as prescribed in Section 20.

Section 24. In the event of the Tax Cards being damaged, lost or destroyed, the person whose name appeared in the Tax Cards shall apply for new Tax Cards in substitute according to the regulations laid down by the Customs Department.

The new Tax Cards issued shall be valid according to the validity of the former Tax Cards and may be extended only up to the time of the former Tax Cards.

Section 25. In carrying out this Act, the Committee Members and the competent authority shall have the following powers to:

(1) Summon any person for statement or facts or explanation in writing or to send any accounts, register, documents for examination or in support of the consideration.

(2) Enter into the working premises, place of production or the storage of the goods of the person applying for the fixing of the rates of compensation money or the person applying for compensation money during sunrise and sunset or during office hours to examine the documents, evidences or others in connection with the business of the said person and in this respect shall be empowered to question for facts or call for accounts, register, documents or evidences from the said person or other persons concerned.

Section 26. In carrying out this Act, the Committee Members and the competent authority shall be the authorities under the Criminal Procedures Code.

Section 27. In carrying out the duty, the competent authority shall produce identity card to the persons concerned.

The Identity Card shall be in accordance with the form prescribed in the Ministerial Regulations.

Section 28. In the event the person applying for the fixing of the rates of compensation money under Section 16 or the person applying for compensation money under Section 17 does not afford the cooperation or facilities reasonably in the performance of the duty of the Committee Members or the competent authority, the Committee or the Director-General, whichever the case may be, has the power to reject the application for the fixing of the rates of compensation money or to reject the application for compensation money of the said person wholly or partly.

Section 29. In the case of the return of the goods and the refund of money for the cost of the said goods to the purchaser, the person with the right to receive the compensation money who has received the compensation money shall refund the said compensation money pro rata to the goods returned to the Customs Department within sixty days from the date of bringing in the goods or within sixty days from the day receiving the return of the goods in case of the sale of the goods in the country.

Should the person with the right to receive compensation money fail to refund the compensation money within the time prescribed under paragraph one, the person with the right to receive compensation shall be subject to payment of additional money at the rate of two per cent per month or fraction of the month of the compensation money refundable until the full amount of compensation money has been duly refunded.

Section 30. Whoever fails to give statement or fails to send documents or evidences to the Committee Members or competent authority in the performance of their duty under Section 25 or obstructs or fails to afford facilities to the said Committee Members or the competent authority shall be liable to punishment of imprisonment for a term not exceeding one month or to a fine of not exceeding Baht five thousand, or both fine and imprisonment.

Section 31. Whoever makes false report or statement or gives false answers or produces false evidences to the Committee Members or the competent authority for the purpose of fixing the rates of compensation money or for payment of compensation money to himself or others according to the statement or evidences which are false, shall be liable to imprisonment for a term of not more than five years or to a fine of not exceeding Baht fifty thousand or not more than four times to the compensation money applied for or paid, whichever is the higher, or both fine and imprisonment.

Section 32. In the case of the person committed an offence is liable to punishment under Section 30 or Section 31 being a juristic person, the operator or representative of the said juristic person shall be liable to punishment according to law for such offence unless it can be proved that he or she has no part in committing the offence of the said juristic person.

Section 33. The notifications and regulations of the Ministry of Finance concerning assistance rendered to exporters by way of tax and duty and the assistance rendered to sellers of goods to the administrations or state enterprises under the Loan Projects or Foreign Aids and the assistance rendered in the way of tax and duty to the sellers of the goods to the International Organizations including the Notices of the rates of compensation of money on tax and duty enforceable prior to the effective date of this Act shall still be in force as if it were the Notices or Regulations under this Act until further change, however, in so far they are not contradictory to or in consistent with the provisions of this Act.

Applications concerning tax and duty assistance submitted under the former Notices and Regulations under paragraph one still pending on the enforcement date of this Act shall be regarded as applications submitted under this Act and the applicants shall have the right and privileges according to the basis and conditions prescribed in the former Notices and Regulations.

Section 34. The Minister of Finance shall have charge and control of this Act and shall have the power to appoint competent authorities and issue Ministerial Regulations for compliance under this Act.

The Ministerial Regulations shall be enforced upon their publication in the Government Gazette.

Countersignature:

GENERAL PREM TINSULANOND

Prime Minister

(Ref.: Government Gazette, Volume 98, Part 133, Special Issue, of 14th August 1981)

Steering Committee

1. Director-General Chairman
Department of Industrial Promotion (DIP)
2. Deputy director-General (Mr. Manu Leoparote) Vice-Chairman
Department of Industrial Promotion (DIP)
3. Director of Planning Division
Department of Export Promotion (DEP)
4. Director of Industrial Economics & Planning Division
Office of the Permanent Secretary, Ministry of Industry
5. Director of Planning Division
Board of Investment (BOI)
6. Mr. Thamnu Vasinonda
(Director of Thailand Management Development and Productivity Center)
7. Dr. Damri Sukhotanang
(Director of the Metal-Working and Machinery Industries Development Institute)
8. Chief of Industrial Planning Coordination Section
Office of the National Economic and Social Development Board(NESDB)
9. Representative of the Association of Thai Industries
10. Director of Planning Division Secretary
Department of Industrial Promotion
11. Director of Industrial Development Center Asst. Secretary
Department of Industrial Promotion

ADVISORS

1. 1st Secretary, Embassy of Japan (Mr. Shoichi Ikuta)
2. JICA Expert (Mr. Akira Kuroda)
3. JICA Expert (Mr. Kenichi Kohata)

List of Thai Delegation
Department of Industrial Promotion (DIP)

1. Mr. Manu Leopairote Deputy Director-General (Chairman)
Acting for Director-General
 2. Mr. Padetpai Meekun-iam Director of Planning Division
 3. Mr. Somsak Kuptakanchanakul Director of Industrial Service Division
 4. Dr. Damri Sukhotanang Director of the Metal-Working and
Machinery Industries Development Institute
(MIDI)
 5. Miss Yawanit Thongpahasatcha Chief of Design Promotion Group
Industrial Service Division
 6. Mr. Sivasak Boonayodom Chief of Research & Development Group,
MIDI
 7. Mr. Suwat Siwasaranond Chief of Survey & Research Sub-Division
Planning Division
 8. Mr. Protpimol Sukhavanija Chief of Product Design Section
Industrial Service Division
 9. Mr. Wirat Amornlervit Chief of Industrial Study Section
Planning Division
 10. Mrs. Suda Thongsri Industrial Technical Officer
Planning Division
 11. Miss Suwanee Tassanapirom Economist
Industrial Development Center
 12. Mrs. Sunimol Supangrat Industrial Technical Officer, MIDI
- Mr. Koki Suganuma
ISD. JICA EXPERT

JICA